

新規開示文書を参考にした日韓請求権問題の考察

日韓会談文書・全面公開を求める会 事務局次長 李洋秀 2014.1.20 補筆

日韓の間で 15 年間も議論されながら、結局うやむやに終わってしまった個人請求権の問題ですが、どのように国家間の経済協力や独立祝い金に変わって行くのか、またその金額がどのように算定されたのかを、今まで公開された日本側と韓国側文書の原文を参照して、考証してみました。既に 2009 年 6 月 28 日に会のホームページで <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/honyaku/honyaku.html> 『霧の中に消えた日韓会談の中の個人請求権問題』という題名で公表して来ましたが、当会で提訴した文書公開を求める裁判において 2012 年 10 月 11 日東京地裁での勝訴判決(平成 20 年(行ウ)第 599 号)もあり、外務省は続々と今まで隠して来た墨塗り部分や非開示文書を公開し始めました。それで以前とは大分情報量が違うので手直しして補筆しました。

しかし何を根拠に開示するのか不開示にするのか、明瞭な根拠も明らかにせず五月雨式に開示して来るので、何時まで経っても完成品のバージョンを作ることができません。裁判で開示を命じられた一部分に対して外務省は控訴に踏み切ったので、東京高裁、最高裁とまだまだ時間がかかりそうです。

基本的に「ゴシック体」の部分は原文の引用で、「明朝体」の文は筆者による説明や「注」です。青の太字は今まで隠されていた場所が、最近開示された箇所です。赤字は筆者が注目すべき金額や表現、日時等です。また今日現在、控訴審で争う資料としてこの文を作成しているので、将来的には「今までここが墨塗りだった」ということは問題にならないかも知れません。しかし現在は必要な部分なので、少し見辛い面もあるでしょうがご容赦下さい。

また頁数の表示ですが、非開示でなかった頁がどんどん開示され、その度に頁数が狂って来ます。それらを全て記載する訳にも行かないので、原則的に最も新しい開示に基づき表示しますが、古い文書に依拠したものと異なっていることをご了承下さい。また頁数は原文書に記載してある数字ではなく、開示して来たファイルの頁数です。年号は元号しかない場合、括弧で西暦を併記しました。

目次

一、日韓会談の開始以前に日本側が入手していた韓国側の請求金額	3
二、ポツダム宣言まで否定して叱責された日本側代表	4
三、会談当初、韓国側が実際に要求した額は150億円(10億ドル)	5
四、支払うべきものは支払うという日本側の内部検討、また会談では 従軍慰安婦にも言及。(しかし南方の軍票についてのみ)	7
五、1953年5月韓国側から渡された備忘録	9
六、支払に合意しながらも、会談を決裂に導く日本側	13
七、久保田妄言当時の背景	15
八、日本側の計算による在韓日本人財産	20
九、日本側内部では「支払う」と決められていた未収金	24
十、揺らぐ日本側の請求権精算金額の計算	28
十一、大蔵省と外務省の攻防、韓国の請求に対する細かい推算額	35
十二、泥沼の金額論争	49
十三、「金・大平メモ」で政治決着へ	52
十四、「独島(竹島)など爆破してしまえ」は日本側伊関局長の発言	54
十五、結局合意されないままだった請求権の概念	56
十六、最後の瞬間まで諦めきれず、必死にもがく韓国政府	58

一、日韓会談の開始以前に日本側が入手していた韓国側の請求金額

日本側文書 1572「韓国の対日賠償要求について」(下の青い太字は 2013 年 11 月まで完全不開示でした。勿論赤字部分もです。)

40 頁「 1950 年 1 月 25 日ワシントン AP 電

韓国金融機関は韓日両国の相互要求に関する一覧表を作成して居り左の如くである」

45 頁「 **韓国の対日要求額 498 億 4855 万 8,000 円**

外に F の項※

日本の対韓要求額 88 億 8999 万 988 円

丁寧に「 **誠に馬鹿馬鹿しい数字である。本当に出て来てから検討してみよう**」という解説まで付いています。また欄外に

「**◎1948 年 1 月 7 日対日賠償一次審査完了五百余億円に到着したと商務部発表**」とあります。

F の項とは 42 ~ 43 頁にある

「F 検討さるべきこと

(1)日韓合併当時押収されたる旧韓国政府所有の海外資産

(2)反日運動嫌疑で押収されたる韓国人の私財

(3)日本に押収されたる宝物及び骨董品」のことで。

日本側文書 1559「朝鮮における債務の処理について 昭 24(1949)、3、外、管、経、」2 頁には「昨年(1948)末の報道によれば韓国政府が審議中の対日賠償要求額は **410 億円**に上っている。」とあります。

しかし 1965 年に締結された日韓間の諸協定、特に基本関係の条約において、日本による朝鮮半島に対する植民地支配が、合意による正当なものだったのか、不法に強制された不当な犯罪行為で無効なものなのか、双方の見解は真っ向から対立したまま玉虫色で調印した、国際条約とも呼べないものでした。この文書 1559 の 1 頁には次のような記述があります。

「日本による朝鮮の併合は、日本と当時の朝鮮政府との間の併合条約に基いて**適法に行はれた**ものである。従つて今次朝鮮の独立は国際法上に謂う分離の場合である。

分離の場合の相続に関する国際法上の規定は、未だ確立した点が少なく、その都度條約等により取極められなければならない。朝鮮の独立は日本の**敗戦**(戦後 69 年、日本国内的に「終戦」という言葉しか使って来ず、従つて第 2 次大戦の敗戦すら認めない意見も台頭し、今日国際的な非難を浴びている)の結果生じたのではあるが、日本と朝鮮との間には戦争関係はなかつた(植民地のシの字もない)のであるから、朝鮮は連合国の地位を持つものでもなく、又日本に対して**戦争賠償要求をすることも出来ないのが本筋**で

あるべきである。」

このような日本側の認識を前提に始められた日韓の請求権問題交渉なので、スムーズに交渉が進行する筈もありません。

二、ポツダム宣言まで否定して叱責された日本側代表

韓国側文書 77「韓日会談 予備会談」(1951.10.20-12.4) 本会議 会議録、1~10 次、1951.10.20-12.4. P136~139 第八次韓日会議の経過(翻訳・李洋秀、以下同じ。韓国側文書には、基本的に墨塗りはありません。)

「一、開会 1951 年 11 月 22 日(木曜日、米国秋収感謝祭)午後 3 時 22 分

二、出席者

1. 日本側 千葉 皓^{ひろし}(外務事務官)、田中三男(入国管理庁実施部長)、平賀健太(法務府民事局主幹)代表、今井実(外務事務官)、佐治参観
2. 韓国側 梁裕燦大使、金溶植総領事、兪鎮午、林松本、葛弘基代表、朴東鎮秘書、金東祚局長、洪璉基局長、黄富吉局長、金泰東理事官参観

SCAP 側 Sullivan 書記官

(中略)b. 国籍問題原則論

韓国側 『韓国国籍取得と日本国籍喪失という根本問題において、時期を決定するのは各自国内法で処理できる』が、

日本側の見解は、『この人たちが**平和条約発効時まで日本人だと考える**』という発言があると、

梁大使は、『**日本人ならば解放後今まで過去六年間選挙権をくれたのか、韓人が何時か日本人になったことがあるのか、代表ない課税(TAXATION WITHOUT REPRESENTATION)は不当でないか**』と追求すると、

すぐに日本側からは、『**1910 年乙巳条約で韓人が日本人になったということで、納税者に参政権を与えるのはフランス革命以後初めて生じたものだ**』と答弁したが、

梁大使は『**絶対に韓人が日本人になったことはない**と答弁し、**フランス革命云々は不当だ**。韓国は日本の羈伴(束縛)から 1945 年 8 月 9 日解放されたので、韓人は絶対に日本人になったことはない。日本は「ポツダム宣言」を受諾しなかったのか』と質問すると、

日本側が『**歴史的な話は止めよう。ポツダム宣言は条件付で受諾した**』と言うので、

梁大使、『**何を言うのか。日本が『ポツダム宣言』を無条件に受諾しなかったとは、世の中にこんなことがあり得るのか。**

大韓民国は主権国家であり、日本は主権国家ではない。

世界各国が承認した主権国家である大韓民国の国民が非主権国家の国民だとは何をぬかすか』と難詰すると、

日本側から、『「ポツダム宣言」は無条件に受諾したものを言い間違えた。

主権国家云々の問題を主張するなら、日本側代表はこの会議で発言もできない。

今日の討論の主題から少し距離が遠のいたようだが、結局

韓国国内法に依って韓国国籍を取得し、日本の国内法から見て

日本は国籍所持者なので、二重国籍者になる』と言ったのに対して、

韓国側からは『それは誤見である。われわれはそのような主張を認めない』と答弁し、

日本側が『臨時に永住許可手続きを簡便にする』という内容について問議すると、

日本側からは『分科委員会で討議されたことだから、また反復しない』と答弁した。」

三、会談当初、韓国側が実際に要求した額は 150 億円 (10 億ドル)

1952 年の第 1 次韓日会談請求権分科委員会で韓国側から対日請求要項が提出されます。

韓国側文書 87「第 1 次韓日会談 (1952.2.15-4.21) 請求権関係資料」712 頁、日本側

文書 1594「財産請求権問題 (昭和 32 年 3-7 月)」10~11 頁、日本側文書 1597「韓国

側対日請求権 (昭和 32 年 12 月)」5~8 頁

「 韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案

昭和 27 年(1952)2 月 21 日 提出

第一項 韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること。

第二項 一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府負債を決済すること。

内訳

(1)朝鮮総督府貯金管理局の大蔵省預金部に対する勘定

(2)簡易生命保険積立金預金部預金

(3) 同 余裕金

(4)郵便年金積立金預金部預金

(5)大蔵省預金部登録国債

第三項 一九四五年八月九日以後韓国から付替又は送金されたる金員を返還すること。

第四項 一九四五年八月九日現在韓国に本店又は事務所がありたる法人の日本にある財産を返還すること。

第五項 韓国国民(法人を含む)の日本国又は日本国民(法人を含む)に対する日本の国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金及びその他の請求権を決済すること。

第六項 韓国国民(法人を含む)所有の日本法人の株式又はその他の証券を法的に認定すること。

第七項 前記の諸財産又は請求権より生じた諸果実を返還すること。

第八項 前記の返還及び決裁は協定成立後即時開始遅くとも六ヵ月以内に終了すること。

1958年10月16日外務省北東アジア課作成の日本側文書72「日韓会談の問題点」1頁には、韓国側が要求した金額が出ています。

「韓国の対日財産請求権について

1、財産請求権(2、文化財と3、船舶は省略)

過去の第一次～第三次会談において韓国側が提出した要求項目について、わが方が推定により要求額を試算したところによれば、一応**180億円(数少ない日本側の計算)**という数字が出ているが、もとよりこれは**全くの概算**に過ぎない。

韓国側の要求項目は、**韓国側が1952年2月**わが方に提示した「韓日間財産及び請求権協定要綱」中に示されているが、要約すれば

(1)終戦時に朝鮮総督府が日本政府に対して有していた債権(これら債権は韓国政府によって継承されたとの建前に立つものと考えられる。約20億円)

(2)韓国に本店又は主たる事務所を有していた日本法人の在日財産(例えば朝鮮銀行が所有していた登録国債50億円等が含まれる。)の返還を要求するもの(在韓財産の没収によりこれら法人の株主権が、韓国政府に移転しこれら法人が韓国法人となったとの根拠に立つものと考えられる。約90億円)

(3)韓国国民が保有する日本の国債公債株式日本銀行券の決済(約50億円、国債公債の大部分は、在韓日本財産を取り上げた結果として韓国人が保有しているものと推定される。日本銀行券については大部分焼却されているが、現存している限り償還に必ずべしとの議論もある)、

(4)その他韓国から運び来った地金地銀の返還ならびに終戦後朝鮮総督府特別会計より対日移送された資金の返還(約10億円)が主である。

(c)右の他韓国側が正式提示を留保している請求項目(例えば強制撤去、強制供出ならびに疎開による被害とか貿易補償金とかいう項目のみがあがっているが、韓国側から説明がなかったため内容は不明)があり、右の概算金額は韓国側の計算によれば**150億円(10億ドル)**である。

しかし日本側の態度は強硬で、3月6日の第5次会議では[在韓日本人私有財産請求権]を強く主張して、1次会談は1952年4月25日に決裂してしまいます。

まさか、日本側が在韓日本財産の要求を始めるとは、韓国側はまったく想像していませんでした。その描写が、1952年2月23日作成の日本側文書1125-2-107～8頁「日韓会談第2回請求権委員会議事要録」に生々しく記録されています。

「わが方対策の内容は、韓国側にとってまさに**青天の霹靂**であり、韓国代表団は関係書類を本国政府に送付することすら未だ行いかねている始末である。元来、今回の韓国側提案は、韓国代表等としては、本国の強硬派の主張を、非常な努力をもって説得し、前記の如く**比較的穏やかな程度に止めたもの**であるというのが、わが方対策が**先方の拠って立つ理論、そのものを動揺せしめるもの**であったため、韓国代表等もきわめ

て苦境に陥った。」

四、支払うべきものは支払うという日本側の内部検討、また会談では従軍慰安婦にも言及。(しかし南方の軍票についてののみ)

アメリカの介入で第2次韓日会談が再開されます。これまで隠されていた外務省の内部検討文書の中に次のような閣議了解案や条文案が含まれていました。この時期、既に日本政府内部で、真剣に支払うべきものは支払うという案が検討されていた事実が明らかになりました。

日本側文書番号 1044、2頁(下の青い太字は2013年11月まで完全不開示。赤字部分も。2頁の不開示部分が開示されたので、控訴対象 1-29 から外れた?)

「日韓関係調整方針(案) 昭和27年(1952)12月30日

(前略)日本は在韓全財産及び請求権を放棄するが、韓国の放棄すべきものは、左の諸項目以外の対日請求権である。本諸項目については日本側に道義的責任があるので、特別の考慮を払うことが必要であると認められる。

(1)終戦以前から引つづき日本に居住している韓国人の私有財産

(2)世襲的文化財

(3) 軍人、軍属に対する未払給与

(4) 徴用韓人未払金

(5) 戦死者弔慰金

(6) 恩給」

日本側文書番号 1306、昭和28年(1953)1月21日「日韓間請求権特別取極の諸様式について」2頁の欄外に「※なお、実質的相互放棄にはいずれにしても国内的な、いわゆる債権者・債務者等の不均衡の問題は不可避である。しかし純然たる朝鮮人に対する負債は案外少額で実質的には大した問題でないと思われる。」とあります。(上の青い太字も2013年11月まで墨塗りでした。徴用・徴兵韓国人に対する個人補償金額は大した金額でもないのに、国内の債権者との均衡から犠牲にされたようです。)

日本側文書番号 1046、昭和28年(1953)1月23日「日韓会談再開に関する第一回省内打合会議 アジア局第二課」に於ける田中情報文化局長の発言(下の青い太字は2013年11月まで不開示。赤字部分も。)6頁「その際、請求権については、こちらの要求を放棄するだけでなく、向うの要求のうち、恩給、郵便貯金、遺家族弔慰金等大衆に関係のあるものは、船舶の提供額を削っても出すようにした方がよい。これらの場合によって出しよう大巾な諒解をとっておく方がよい。外務省としては、請求権放棄の場合の国内的諒解をとっておいた方が会談がやり易い。」

日本側文書番号 1047、1 頁「日韓閣僚調整に関する関係閣僚了解(案)」には日付がありません。しかし前記 1046 の 29 頁に、昭和 28 年(1953)1 月「23 日次官主宰の会議の結果に基きアジア二課で関係閣僚諒解案(別紙四)を作成し、31 日次官の許に提出した。」とあるので、これが 1 月 31 日に提出された別紙四であることは、間違いなさそうです。この 2~3 頁に、次のような記載があります。(下の青い太字は 2013 年 11 月に墨塗りの 3 ヶ所が全て開示。赤字部分も。控訴対象 1-31 から外れる予定?)

「財産及び請求権

原則として相互放棄の方針によることとする。

但し、韓人被徴用者、軍人軍属に対する未払給与金、戦死者用弔慰金、恩給等の支払及び韓国より渡来の文化財(古書籍、古美術品等)についてはその性質と政治的影響を考え特別の考慮を払うこととする。」

日本側文書番号 1049、11 頁、昭和 28 年(1953)3 月 25 日付の「請求権処理に関する特別取極(案)」

第一条で相互の請求権を放棄すると規定した後、

「日本国は、前記第一条の規定にもかかわらず次のものは別に制定される日本国の法令に従ってこれを支払う。

()1945 年 9 月 2 日前に日本国の軍隊の構成員であつた韓人の勤務に関する給与、軍事郵便貯金及び戦傷病者、戦没者に対する補償。

(Ⅱ)1938 年の国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力を命ぜられた韓人及び日本国の陸軍及び海軍の要請に基いて戦闘(闘?)に参加した韓人のそれぞれの勤務に関する給与及び戦傷病者、戦没者に対する補償。

(Ⅲ)日本国の領域において預入れられた郵便貯金並びに契約された簡易生命保険及び郵便年金(未経過保険料及び年金を含む)。

(Ⅳ)恩給。ただし総理府恩給局長裁定の国庫支弁のものに限る。」

当然、これは日本側が内部で検討した文書なので、韓国側に渡されたり、意思表示や説明があったというような事実はありません。

また日韓会談において(従軍)慰安婦に関して話し合われたケースは殆ど皆無なのですが、1953 年 5 月 19 日の第 2 次会談請求権会議では、次のように取り上げられています。

日本側文書番号 693「日韓交渉報告(請求権関係部会)」(1953.5.11-6.18)25~27 頁、張基栄代表の説明

「日本では昨年戦傷病者戦没者遺家族援護法が出て援護をやっておられるが、韓国でも、この太平洋戦争中の戦死傷者の問題で苦しい立場にある。少し古い統計ではある

が、確認された戦死傷者は 4,800 人で行方不明者は 7 万人位ある。この人達に対して日本側が援護法をつくった時に考慮されたかどうか、・・・お話を承りたい。

被徴用者の未払給与その他の問題は SCAP 時代から進捗していた。韓国でも軍政下にあって全国的な申告を求め、46 年 9 月 30 日現在の調査によると徴用された者は 10 万 5 千名でその中 1 万 6 千名の死亡が確認されており、約 7 千名が傷病した。これには詳しい統計がある。日本側における SCAP からの引継がどうなっているか、如何に処理される必算か、公式でなくてもいいから方針をうかがいたい。・・・

また、**韓国女子で戦時中に海軍が管轄していたシンガポール等南方に慰安婦として赴き、金や財産を残して帰国して来たものがある。軍発行の受領書を示して何とかしてくれといつて来るので社会政策的に受取りを担保にして金を貸したこともある。」**

五、1953 年 5 月韓国側から渡された備忘録

1953 年第 2 次韓日会談時請求権関係非公式会議の席上、「わが国(韓国)側が日本側に三度にわたって『Aid Memoire(備忘録)』という 1953 年 5 月 14 日、23 日、28 日付の文書を渡した」記録があります。韓国側文書番号 718 の 211～216 頁は日本側文書番号 68 の 16～19 頁(書式は一致せず)、同 479 の 16～20 頁、同 481 の 140～144 頁、687 の 14～20 頁、同 693 の 35～43 頁、同 1518 の 14～20 頁、同 1594 の 12～18 頁、同 1597 の 5～9 頁にもそのまま引用されています。

「 AIDE-MEMOIRE on talking of the 14th May, 1953

一、韓国国宝、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)

返還請求に関し目録提示打合せの件

二、韓国地図原版、実測地図及び海図返還請求に関し目録提示打合せの件

三、韓国人(法人も含む)所有の日本有価証券(公債、社債、株式その他証券)償還その他取扱方法に関する日本側意見照会の件

四、韓国人被徴用労務者に対する諸未払金供託分に対する資料打合せの件

AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953

一、1945 年 9 月 30 日付 SCAPIN74 号による特定在韓活動閉鎖機関(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件

二、1945 年 9 月 30 日付 SCAPIN45 号及び 1948 年 11 月 17 日付 SCAPIN1965 号に関連する在韓会社 349 社の在日財産管理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況照会の件

三、太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者 74,800 名(未確定概数、追て名簿提出可

- 能)に対する弔慰金等措置に関する日本側対策又は意見
- 四、太平洋戦争中韓国人被徴用労務者(1946年9月30日現在申告者数105,151名内徴用中死亡者12,603名、同負傷者約7,000名但し、以上は未確定数たるも、追て名簿提出可能)に対する未払金及び弔慰金等措置に関する日本側対策又は意見
 - 五、韓国内において交換回収し SCAP 要員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金清算方法並びに時期に対する日本側意見
 - 六、韓国人が日本及び日本占領地域より帰国の時、当該地日本官憲に強制的に保管寄託せる日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等保管状況及び同代り金清算方法並びに時期に対する日本側専門的意見
 - 七、戦争終結直後朝鮮銀行が立替支払いたる日本政府一般会計才(ママ)出国庫金742,859,002円及び日本銀行に対する貸越金158,889,842円清算方法及び時期に対する日本側専門的意見
 - 八、朝鮮銀行券発行準備在日分還元方法及び時期に対する日本側意見
 - 九、旧朝鮮総督府東京出張所資産(朝鮮総督府鉄道局局員共済組合財産)管理状況照会の件
 - 十、朝鮮奨学会維持財団在日財産現況に関する照会の件

AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953

- 一、旧李王家財産韓国国有化に関する件通知
- 二、朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産等返還方法に関する日本側意見照会の件
- 三、諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

Aの部

朝鮮電業株式会社	注文品代金前渡金	6,187,067 円
京城電気株式会社	〃	2,207,088 〃
南鮮電気株式会社	〃	801,016 〃
西鮮合同電気株式会社	〃	132,603 〃
農地開発営団工事	〃	282,806 〃
馬事会種馬代金前渡金	〃	841,745 〃

Bの部

在外日本軍部機関の供託金等	1,933,193 〃
麻薬代金未収金(日本厚生省外)	12,985,725 〃
交通部運賃乗車券代その他未収金	31,980,386 〃
林産物供出代金未収金	5,965,627 〃
朝鮮食糧営団未収金	53,995,432 〃
水利組合連合会関係未収金	88,910 〃
農地開発営団工事前渡金	255,542 〃

C の部

韓国人加入者に対する日本十九生命保険会社の生命保険責任準備金	400,000,000 "
同未經過保険料概算	50,000,000 "
十三保険会社の未払保険金	7,305,468.33
同十三会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金	10,030,690.83
日本側在韓支店銀行の預金並びに為替組戻しその他雑費代払金	227,638,722.25
日本内銀行に対する個人預金	6,236,638.76
日本内銀行の発行せる送金 為替にして受け取らざる分	796,859.67

D の部

郵便為替貯金韓国側受け取り勘定	1,475,967,080 円
貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定	173,846,433 "
簡易生命保険関係受取金	391,352,964 "
藁工品代金未収金	3,563,321 "
放送局注文品代金前渡金	115,604 "
専売局関係未収金	5,140,174 "

以上 ABCD 各部の内容明細については韓国代表部韓奎永(ハン・ギョヨン)書記官經由にて随時御紹介被下度

D の部(保留事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 一、**韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約 5 億円)**に関する件
- 二、第三国所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償方法に関する件
- 三、
 - a、日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金 509,461,246 円
 - b、日本人に対する韓国内金融機関の滞り賃金 211,241,763 "
 - c、日本法人並びに日本人に対する仮払金 1,165,626 "
 - d、日本法人並びに日本人の未納税金 162,210,215 "
 - e、貿易補償金 117,617,200 "
 - f、貿易保留金 102,577,550 "
 - g、軍事行動に因る被害 232,398,883 "
 - h、強制撤去並びに疎開に因る被害 11,055,612,536 "
 - i、1945 年 8 月 9 日以後日本官吏の越権行為に因る被害 231,585,225 "

j、強制供出に因る被害	1,848,880,437 "
k、公共団体の破壊並びに企業整備に因る被害	38,010,686 "
(合 計	15,010,761,367 "
総 計	33,794,017,001.84 "

この部分のみ日本側文書 1597、9 頁に記載)

上の文の中で**青の太字**の場所は、日本側文書番号 687 の 17～18 頁、同 1518 の 17～18 頁、同 1594 の 15～16 頁等ですが、2013 年 11 月 26 日に新規開示された後も依然と墨塗りで隠され続けています。また 2012 年 10 月 11 日の東京地裁判決(民事第 2 部、平成 20 年(行ウ)第 599 号「文書一部不開示決定処分取消等請求事件」)でも、「(通し番号 1-170=文書番号 1594)不開示部分①に記載されている情報は、**日本政府部内で検討された**請求権問題に関する**具体的見解**に係るものであり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により**既に公にされているものであることを認めるに足り的確な証拠がない**(判決文 1253 頁)」ので、「不開示部分①に係る部分は、**適法である**(判決文 1254 頁)」としました。

しかし韓国側文書 92「第 2 次韓日会談請求権委員会会議録、第 1-3 次、1953.5.11-6.15」の 31 頁に、「この書翰はその当時の AIDE- MEMOIRE で、米国国務省から日本政府にも送達されたもの」とあるように、これは韓国側や米国側から日本側に手渡されたか送達されたものであり、決して「**日本政府部内で検討された具体的見解**」等ではありません。**裁判長の目は節穴か?**

またこれだけ徹底的にガードし、また判決でもその隠蔽が支持された場所が、**日本側文書 1597、5～9 頁では、そのまま露出**しています。ここまで来るともう絶句・失笑を通り越して、出るのは溜め息だけです。

(日本側文書番号 1600、76 頁)(韓国側の対日請求)「要求総額について**韓国は明示していない**が、第二次会談の際提示した項目について終戦時価格をもつて試算すると次のとおりである。(下の**青い太字**は 2013 年 11 月まで不開示。**赤字部分**も。)

正式提示する項目の合計額 約 188 億円

(ただし算定不能の文化財及び一部在日財産、戦没、戦傷軍人軍属、被徴用労務者に対する弔慰金等を除く)

正式提示を留保する項目の合計額 約 150 億円

総計 約 338 億円(上の日本側文書 1597、9 頁 **337 億 9400 万円**とほぼ一致)

同文書 81 頁「懸案対日請求権問題の現状 昭和 34 年(1959)4 月 20 日」

「韓国 平和条約四条(a)関係。**請求額 338 億円**。日韓会談が全面的に難航の結果、近く具体的に検討される見込なし。」

この金額は 2013 年 11 月 26 日の開示で初めて明らかにされました。

日本側文書番号 68 の 15 頁にも、この「エード・メモアール」に関する言及がありません。(2013 年 1 月 28 日まで下の青の太字が墨塗り。赤字も)

「韓国はまだ対日要求の金額について明示していないが、昭和 28 年(1953)4 月～7 月の会談の際、エード・メモアールの形式をもつて、三回にわたり、やや具体的に(一部には計数を入れ)別表のごとき(小計 52 億円(終戦時価格))の要求項目を例示してきた。これに数字が記載されていない公社債(韓国側では 105 億円としている)及び朝鮮銀行等閉鎖機関及び在外会社の在日財産(大蔵省の概算では約 80 億円)を加算するとその総額は 237 億円となる。

但し右計数には、戦死戦傷韓国人軍人軍属、徴用者に対する弔慰金等(別表中の 4、5、6 の項目)と地金(約 250 屯と称せられている)が除かれているほか正式提示を留保する項目(恩給等雑多な項目)としてあげられている総額約 140 億円も含んでいない。(合計すると 377 億円)」

六、支払に合意しながらも、会談を決裂に導く日本側

1953 年 6 月 15 日の請求権委員会第 3 次会議では、「各項目別に小委員会を構成して、その実体が明白になり次第返還支払いできるものは即時実行することで合意を見た」という注目すべき記事があります。(韓国側文書番号 92 の 41～43 頁)

「 記

1. 韓国国宝(中略)

2. 太平洋戦争中被动員者の未清算計定に関しては、全体的数字はまだ計出されていないが、5 月末現在で供託された金額は左記の通り。また 1 人に対する計算の基準は、日本人に等しく取扱い、扶養手当てに関しては日本に居住する家族に限ってだけ支払うものとした。

(1) 陸軍関係該当者/復員者 40,415 人、戦死者 4,087 供託金 24,770,720 円(日本貨)

(2) 海軍関係該当者 49,252 件、供託金 53,402,000 円(日本貨)

3. 遺骨 柱数

(1) 海軍関係保管分 2,672 柱、既に還送されたもの、前段 2,677 柱、後段 7,422 柱

(2) 陸軍関係保管分 1,448 柱、

4. 韓国人所有有価証券(株式国債)に関しては、相互の資料を対照して数字的に実体を明らかにして、これに対しても担当事務者会合を構成する事にした。」

同じ 6 月 15 日(何故か 11 日と誤記)の会議の日本側文書 693「日韓交渉報告(請求権関係部会)」(1953.5.11-6.18)52～53 頁

(2013 年 11 月まで下の青の太字が墨塗り。赤字も。■■■は依然として不開示の部分。)

続行は考えものである。」

「無期休会案に賛成の理由」1953年6月23日、下田代表記(日本側文書 1054、p21～25 及び 1915 の p118～120 も同一のもの)「益々地位の低下して行く李承晩政府を相手とし、(中略)国会を通過するか否か見通しも付かない條約を纏めるため、請求権、船舶等につき相当の譲歩を行う腹を、この際無理に決めてまでして、交渉の継続を計るのは意味のないことのように思はれる。2. 交渉を休会することとする場合、問題となるのは如何なる理由を附して申出でべきかの点であるが、これについては近く休戦協定成立という新事態が、絶好の口実になり得るのではないか。(中略)李政府が次第に没落の過程を辿り行く場合は、交渉を無期限に休会の儘とし、朝鮮における事態の成行をもっぱら観守することとする、のが適當ではないか。(中略)いずれにするも日韓会談はこの際一先づ休会とし、将来に備えてわが方の行動の自由を確保すべき時機が到来したもののよう考えられる。」

会談をまとめるどころか、継続する気もない日本側の方針の下、久保田発言が飛び出て会談は完全に決裂してしまいます。

七、久保田妄言当時の背景

日本側文書 687 の 6 頁には、「第三回会談において 1953 年 10 月 9 日の財産請求権委員会においてわが方(日本側)久保田代表から、・・・請求権の相互放棄を行なっても、被徴用韓人に対する未払給料等の支払については考慮の余地がある旨述べた。」のは、「第一回会談の際梁全権大使が非公式会談において請求権の相互放棄を示唆したことを引用して、互譲の精神による政治的歩み寄る途を提議」することに主眼があったようです。(2013 年 11 月まで上の青の太字が墨塗り。赤字も。)

1953 年 10 月 15 日に開かれた第 3 次韓日会談第 2 次請求権分科委員会であった、いわゆる「久保田妄言」(韓国側文書 97 の 26 頁)「すなわち韓国が賠償を要求するなら日本はその間、韓人に与えた恩恵、即ち治山、治水、電気、鉄道、港湾施設に対してまで、その返還を要求する。日本は毎年 2 千万円以上の補助をした。日本が進出しなかったらロシア、さもなくば中国に占領され現在の北朝鮮のように、もっと悲惨だったろう。」と述べ完全に決裂、5 年間の空白期間に入ってしまったことは、周知の事実です。

しかし会談を決裂させた久保田は、それを反省するどころか逆に開き直って、李承晩体制の打倒まで打ち出します。日本側文書 1062「日韓会談決裂善後対策 昭和 28 年(1953) 10 月 26 日 久保田」1～5 頁「一、日韓会談は表面韓国側の詭弁的、非外交的態度により決裂の余儀なきに至った。このことは遺憾である。然し此の韓国の態度の根底を為すものは左の二つの考え方であって、これが改められない限り将来も会談の円満な解決

は至難である。

(1)36年間に亘る総督政治は韓国のあらゆる方面に**害のみを与えた**。日本がフィリピンに僅か数年居ただけで巨額の賠償を要求されているではないか。朝鮮は**フィリピン以上に賠償請求権がある**筈ではないか。

(2)被圧迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後の最も高い国際法の新原則である。此のより高い原則のために、従属的な私有財産尊重の原則も変更され、其結果日本の在鮮財産は私有財産も含めて一切没収されたのである。講和条約前に朝鮮の独立が認められ、朝鮮から日本人が裸で放逐されたのも此の新原則の適用である。(下の**青の太字**は2013年1月まで墨塗りと不開示)

このような考え方の結果、朝鮮人は第二次大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり、陳謝を要求すべきであるかの如き錯覚を今尚持っている。彼等が此の思い上がった雲の上から、国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベル迄降りて来ない限り、日韓問題の真の解決はあり得ない。此の大前提の下に対策を考えてみる。」

18～20頁「李承晩政府の打倒

李は大統領になってからも従来の反日思想を其まま持ち続けるのみならず、之を公に声明して自己独裁政権維持の具に供している。彼が居る間は日韓の親善も結局口頭禪に終り、又南北鮮の統一もあり得ない。米国が李の如き者を庇護するはデモクラシーの恥辱でもある。米国は今に其の事を十分気付くであらうが、其時を待たず我方としては李打倒の努力を開始すべきである。」

このような発想が久保田個人だけのものでないことが、当時の外務省の色々な文書から出て来ます。日本側文書 1915、123頁には「今次戦乱における**在韓日本財産の被害率は7割近く**といわれ」という、驚くべき記述まで見られます。

1953年7月9日付「日韓交渉処理方針(甲案)」韓国側文書97の28～29頁には、久保田発言があった当日のやり取りの中に、韓国側から「在韓日本人の蓄財が正当だと思ふのか。当時の資本構成だけ見ても**85%が日本人のもの**となっていた事実までも、平等な機会によって獲得したものと思ふのか。一例を挙げれば漁業権、鉱業権のような官免許によるものは、韓人はまったく所有できなかったし、あげくには銭湯、理髪業、タバコ販売業まで日本人の手に集中していたことをどう見ているのか」と、植民地時代の朝鮮における日本人財産がどれだけ大きな比重だったか、改めて認識されます。

久保田発言が外務省の内部で話し合われた既定の路線であったことは、11月21日外務省情報文化局長の談話によっても裏付けられます。(1953年11月外務省情報文化局発行、雑誌『世界の動き』特集号6「日韓会談のいきさつ」=日本側文書640、6頁)

「**韓国に置いて来た日本の国民の私有財産は終戦時の価格で約120億ないし140億円**に対してはクレームを有すると主張する。これが韓国における全財産価値の85%に相

当すると言うのは、とんでもない大げさな話である。これに対し韓国側は、日本における財産約 90 億ないし 120 億円にクレームを持つという。それを相殺しようという提案がある。これは實際上 20 ないし 40 億円を韓国のために抛棄することになる。」

これについて日本側文書 1234 の 42 頁には(2013 年 11 月まで上の**青の太字**が墨塗り。**赤の太字**も同様)「1953 年 10 月、外務省情報文化局長談の形式をもつて、在韓日本私有財産は 120 億ないし 140 億円に達すると述べたことがあるが、これは、当時決裂した日韓会談につき国民にその事情をわかりやすく説明するため、前記引揚者の申告を基として**全くの試算としてはじき出した一応の数字にすぎない。**」とあり、**全く信用できないもの**であることを自ら語っています。

上の日本側文書 640、6 頁で完全開示している雑誌『世界の動き』の数字を、同文書 1234 の 54～55 頁では 2013 年 1 月まで墨塗りしていました。(下の**青の太字**)「頭隠してお尻隠さず」どころか、墨塗り隠蔽工作に完全にしくじっています。

「問 1、1953 年 11 月の外務省情報文化局発行の『世界の動き』特集号には、日本が韓国から受け取るべき額を**約 140 億円**としているが、米国の試算(2,275,535,422 ドル)及び米韓協定により韓国に移譲された額(682,239,936 ドル)を 1 ドル 15 円で換算しても相当の差異がある。どう思うか。

答 1 ドル 15 円として、米国の推計額は**約 341 億円**、米国から韓国に移譲された額は**102 億円**と換算されるが、**米国の推計額は信憑性の少ない資料によつたものであり**、一方、米国から韓国に移譲されたものはその評価方法等について必ずしも明らかでないで、それをそのまま受け取ることはどうかと思われる。

問 2、1953 年 11 月の『世界の動き』特集号にのつた左記の数字の日本側の額はどのような根拠によつたのか。

記

日本が韓国から受け取るべき額	約 140 億円
日本が韓国に支払うべき額	約 120 億円
差引受取額	約 20 億円

答 日本が韓国から受け取るべき額の査定にあつては、外務省が当時入手しうる資料、例えば朝鮮引揚同胞世話会の『在朝鮮日本人個人財産額調』、朝鮮からの引揚者の報告書をできるだけ幅広く参照して、**強いて数字に表せばこの程度になろうという腰だめの数字を示したもので**、個々の資料からつみ上げて推計したものではない。」と杜撰な数字であることを証明しています。

しかし一方では再開される日韓会談に向けて、支払うべきものは支払う政府内部での検討に入ります。日本側文書 660、8～9 頁「1955 年 2 月 24 日、谷公使と金公使との間における日韓関係調整のための非公式会談の際、大蔵省に提示した請求権問題処理要領

案」(2013年1月まで下の青の太字が墨塗り。赤の太字も同様)

「財産請求権問題については左(下)の方針をもつて対処する。

(一)請求権の相互放棄を方針とするも、**特定のものについては支払う用意ある旨提案し、**韓国側の要求が過当ならざる場合に、平和条約第四条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・ディクリーの効力を承認する。

(二)前記特定のものとして、左記を個々の**証憑書類確認の上支払う用意あり**として提案する。

1 引揚韓国人の税預り金

2 軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与

3 戦傷病、戦没軍人、軍属に対する弔慰金、年金

4 一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金

5 未払恩給

6 閉鎖機関及び在外会社の残余財産のうち、韓国人名義で供託されまた将来供託されるもの

(三)別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、船舶(省略)

(注)左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもつて対処する。

1 郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険及び年金

2 在韓日本支店銀行預金

3 私営保険責任準備金

4 在韓日本商社、公団その他の対日債権」

日本側文書 1431「金公使との会談の件 昭和 31 年(1956)12 月 15 日 中川^{とある}融 アジア局長記」96 頁(下の青が 2013 年 1 月まで墨塗り)自由退去者の持返り財産の制限問題
「**金 その他戦時中多勢の労務者が来た。その人達の手当が未払になっている。これも持たして帰(返)して貰いたい。**

中(川) **原則としては問題ない。但し調査も必要であるし帰国の際直に持って帰れるかどうかは研究して見ないと判らない。」**

昭和 31 年(1956)12 月 25 日(外務省)アジア局作成の日本側文書 1296「日韓間抑留者相互釈放問題」に当時の日本側の姿勢が窺えます。2013 年 11 月 26 日まで墨塗りされていた下の**青い太字(赤も同様)**部分を見ると、戦時中の物価上昇を考慮しない等は、対韓国より国内事情を優先させているように思われます。

6 頁「日本側は早くより(イ)久保田発言の撤回は差支えない」

7~8 頁「**ただし日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり、大蔵省及**

び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでには最少一ヵ月を要すとの態度を取っている。

八、右の外韓国側は今後相当数の在日朝鮮人を引取る用意あるところその際右取引を容易にするため日本側で戦争中の未払給与等を支払われたく、なおその後の貨幣価値の下落をも考慮し応分の割増を支給して貰えないかとの申出あり、右に対しては日本側として出来るだけの便宜を供与する用意あるも戦争中の金銭債務に貨幣価値下落の補填をすることは他の同種債務との振合もあり困難なるべし、何れにせよこの種具体問題は会谈再開後十分の時間をかけて相談したし」

昭和 32 年(1957)2 月 22 日に外務省針谷事務官が作成した文書を見ると、当時の李承晩政権と交渉する気がなかった日本側の姿勢が分かります。また金溶植駐日韓国代表部公使について、「親日派だったからウソつきで信頼できない」という見解はなかなか秀逸か知りません。(下の青い太字は 2013 年 11 月まで墨塗りされていた部分。)日本側文書 1424、50 頁「米国が次第に李大統領を失脚させようと考えているとの見方もある。李大統領は既に 2 億ドルを米国銀行に予(預)金したり投資していて、今や世界的の大金持である。」53 頁「元来李は反共反日を二大武器として人心収攬を以ってきており、従って政権ある限り反日政策を緩めようとはしないであろう。つまり、李政権のある限り日韓関係の正常化は考えられない。彼は目的のために手段を選ばない人物である。」55 頁「財産請求権について、(李承晩は)日本が曾て朝鮮にあった日本財産を要求するとは思っていない。李の反日政策の一つの手段である。」56 頁「金公使、金公使は曾つて判事を日本統治下においてやっていたが、自分の立身に都合が悪いため、この事を秘し、弁護士をやっていたということにしてある。即ち、出世のためには、虚言をもつくとゆうタイプである。」

日本側文書 1556「在日韓人の処遇問題」(下の青い太字は 2013 年 1 月まで墨塗り)159 頁「補償金問題に関する日韓間話合いの経緯 (1959 年)9 月 9 日伊関、柳私的会談において、表明された伊関局長の私見。『日本としては補償金を支払うが如きことはできないが、韓国帰還と直接関連する形ではなく、例えば住宅の建設の如き間接的に帰還者の resettlement(再定住)の援助になる事業に対しては韓、日、米が 3 分の 1 ずつ金を contribute(提供)する。ただし日本は日韓会談がまとまり、国交を正常化してからでないと支払わないからそれまでは米国側で日本の分を立替え支払うという構想』」

9 頁「(1959 年)12 月 9 日から 11 日までの間、日米間において、又外務、大蔵両省間において検討を続けたが、日本側から金額を言及する方式には大蔵省が賛成せず、他方米側が金額をいう方式には米側が同意せず難航をつづけた。」

八、日本側の計算による在韓日本人財産

日本側が在韓日本人財産の請求を強く主張することによって決裂した韓日会談ですが、韓国側に支払うお金を値切るためか次の会談再開に向けて、内部で色々と算盤をはじきました。今回数度に分けて公開された日本側資料の中に、少しずつですが表れています。

戦後、講和条約を結ぶにあたり、日本は在外財産の調査をします。

日本側文書 506「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」244 頁「1961 年 3 月 1 日及び 3 月 10 日の衆議院外務委員会での質疑で外務省が公表した連合軍司令部民間財産管理局在外財産課制作の「1945 年 8 月 15 日現在、日本在外財産の推計」の集計は次のとおり。 第 20 表 在朝鮮日本財産 (1945 年 8 月現在) (単位=ドル)

	総額	南朝鮮	北朝鮮
総 額	52 億 4,649 万 5,036	22 億 7,553 万 5,422	29 億 7,095 万 9,614
国 有	9 億 9,822 万 6,680	4 億 4,920 万 2,006	5 億 4,902 万 4,674
法人所有	35 億 4,406 万 8,356	13 億 3,339 万 3,416	22 億 1,056 万 4,940
個人所有	7 億 420 万	4 億 9,294 万	2 億 1,126 万

1 ドル=15 円で換算すると 786 億 9742 万 5540 円ですが、「ただし、この資料も正確なものとい難いところから、政府はその金額を公表することを避け」ている、とあり、「国会でもその金額を明らかにすることを避けていた」と続きます。

日本側文書 1234 の 49 頁も同じ資料を引用しています。(下の青の太字は 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)「国有財産については、大蔵省において約 192 億円 (19,265,000,000 円)という推定金額を算出している・・・米国政府は、終戦直後連合軍司令部が日本側関係当局より資料を提出せしめて集計した在朝鮮日本財産評価額として次の数字の提示があった。

- (イ) 国有財産は、総額 9 億 98,226,680 ドル、うち 45%が南朝鮮にあつたと見做して 449,202,006 ドル、55%が北朝鮮にあつたと見做して 549,024,674 ドル。
- (ロ) 大企業財産は、総額 3,341,368,356 ドル、うち 35.178%が南朝鮮にあつたと見做して 1,175,443,416 ドル、64.822%が北朝鮮にあつたと見做して 2,165,924,940 ドル。
- (ハ) 中小企業財産は、総額 202,700,000 ドル、うち 78%が南朝鮮にあつたと見做して 157,950,000 ドル、22%が北朝鮮にあつたと見做して 44,750,000 ドル。
- (ニ) 個人財産は、総額 704,200,000 ドル、うち 70%が南朝鮮にあつたと見做して 492,940,000 ドル、30%が北朝鮮にあつたと見做して 211,260,000 ドル。

以上(イ)ないし(ニ)を合計すれば、米側評価による在朝鮮日本財産は総額 5,246,495,036 ドル(約 787 億円)、うち、南朝鮮分は 2,275,535,422 ドル(約 341 億円)、北朝鮮分は 2,275,535,422 ドル(約 446 億円)となる。・・・詳細は、何分終戦当時の混乱期のことでもあ

り、今になっては必ずしも明確でない」

同 506、242 頁には日本側の調査額として

「在朝鮮日本財産の推定額 1955 年 7 月アジア局 1 課『日本の在外財産状況』

国有財産 192 億 6,500 万円

法人財産 521 億 825 万 4,000 円 (在外財産調査会資料)

個人財産 192 億 474 万円 (昭和 20 年(1945)11 月 8 日付大蔵省令 95 号「在外財産等の報告に関する大蔵省令に基づく報告の集計)

計 905 億 7,799 万 4,000 円 (1945 年価格)としている。」が挙げられています。

しかし、この「報告は、必ずしも正確と認められなかった」ので、外務省及び大蔵省共同で昭和 21 年(1946)4 月から昭和 24 年(1949)3 月まで在外財産調査会を設けて在外財産の額を調査した」と後述の日本側文書 1861、4 頁にあります。

これとは別に、「個人財産については、これと別に在朝鮮日本個人財産調査会での調査結果は 251 億 1,155 万 3,000 円としていた」という数字も、前掲文書 506、242～43 頁にあります。

この数字は日本側文書 1234 の 47～49 頁にも使われているのですが、全く信用できない根拠も書かれています。

「大蔵省当局の説明によれば、在外財産等報告書によって算出された朝鮮地域関係私有財産は総額約 700 億円で、そのうち個人財産は約 192 億円(19,204,740,000 円)、法人財産は約 521 億円(52,108,254,000 円)であつたとのことである。しかし、同省によれば、右算出の基礎となった報告書は、

(イ)終戦直後の混乱期における報告であつてその内容についての審査を経たものではないこと。

(ロ)証拠資料の添付が皆無に近いこと。

(ハ)財産額の評価基準がまちまちで明らかに過大評価と認められるものがあること。等の理由で客観度または信憑度の低いものと認められ、従って、これを基礎として算出した上述の金額も客観度または信憑度の点で疑問が多いとのことである。

また、国有財産については、大蔵省において約 192 億円(192 億 6,500 万円)という推定金額を算出しているが、これについても私有財産の場合に似た疑問があるとのことである。」

日本側文書 1861「対日平和条約の朝鮮関係」4～8 頁

(青の太字は 2013 年 11 月まで墨塗り)

「日本の在外財産 昭和 25 年(1950)9 月 25 日 条約局条約課

(前略)外務省及び大蔵省共同で昭和 21 年(1946)4 月から昭和 24 年(1949)3 月まで在外財産調査会を設けて、在外財産の額を調査した。この調査の報告は司令部に提出されたが、公表は許されていない。(中略)この調査によれば、日本の在外財産総額は、3,552 億 2 千万円(236 億 8,100 万ドル)で、その内訳は

民間企業所有 3201 億 3400 万円(213 億ドル)

国有財産 350 億 8600 万円(23 億ドル)

となっている。

また、地域別の総計額の比率は、次のとおりである。

朝鮮 20 パーセント、台湾 10 パーセント、満州 37 パーセント、北支 16 パーセント、中南支 9 パーセント、その他(樺太、南洋群島、南方地域、欧州、米大陸等)8 パーセント(中略)

在外財産推定一覧表(個人資産及び陸海軍財産を除く)

朝鮮 被調査会社数 432(民有企業所有資産額 不動産 246 億 7631 万 4 千円、
動産 58 億 5187 万円、その他 23 億 1 万 6 千円、合計 328 億 2820 万円

国有財産 192 億 65 百万円=12 億 84 百万ドル

総計 707 億 8900 万円=47 億 1900 万ドル)」

第 2 次大戦による破壊等、一切無視して、日本の侵略による略奪財産を正当に取得したかのような数字には開いた口が塞がりませんが、全世界どこの国も同意しないし、講和条約に出せるようなものでもありませんでした。その証拠として、GHQ は公表を許しませんでした。しかし飽くまで日本政府内部では、この数字だけが金科玉条のように生き残ります。

朝鮮戦争中の日本側文書 1624「平和条約に基き発生する日鮮間の交渉案件 昭和 26 年(1951)10 月 8 日」2~3 頁(この部分、青の太字は 2013 年 11 月まで完全不開示と墨塗り)

「三、朝鮮に対する請求権(四條 a)

理論的に見ても、又、イタリア條約の先例に見るも我方の対韓債務が当然に消滅しているとの見解は採れないが事実上韓国側に対し追求することは困難と思われる。但し資料を整備して、接衝上のバーゲニング・ツールに利用することを考慮して置く必要がある。

四、在鮮日本財産(四條 b)

平和条約の條文上では在韓米軍の接收措置を承認させられることになつているが、韓国側が対日請求権を追求する場合には衝平の觀念より本件との均衡を問題とする必要がある。」

日本側文書 1633 の 28 頁と 1634 の 32 頁には同じ内容の文書があります。

「請求権問題に関する初期の交渉要領案 昭和 27 年(1952)2 月 6 日」

「注 朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権ははるかに大であるが、(戦争中という)朝鮮全般の現実の情況に照らし、これが返還ないし

補償を得ることは容易でなく、加うるに、韓国側はわが方の在鮮財産及び対鮮請求権は、**日本が朝鮮から収奪したもので、本来韓国のものである**という議論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致をみることは困難であろう。」

1952年11月1日の日本側文書 1043「日韓国交調整処理方針」15～18頁(青の太字は2013年11月墨塗りの3ヶ所が**全て開示されたので、控訴対象1-28から外れる?**)「**在朝鮮日本財産(うち北鮮60%、南鮮40%)は朝鮮全財産の約八割(凄いい比率!?)に当り総計844億円と推定される。**尤も今次動乱による被害率は工鉱業部門のみで60～70%と推定され、都市については釜山、大邱地区以外は殆ど原形を止めていないのが現状で、一般住宅、道市郡庁舎、学校、土木施設、港湾施設、公営物の被害率は75%に達する趣きであるから、前記日本財産も相当の被害を受けたものと認められる。然しながらいずれにしても**財産額は多額に上る**ものであるから、一度右に対する権利が失くなることに決する場合は、利害関係者から根強い反対が起るべきことは当然予想される場所である。」

日本側文書 68、昭和31年(1956)5月「資料日韓会談議題の問題点、沢田大使説明」の20頁(青の太字は2013年1月まで、一頁まるごと不開示でした。)

「(1953年5月韓国側が手渡した対日請求額「エード・メモアール」)に対し、わが方が韓国に対する請求額として大蔵省が試算しているところは、次のとおりである。

1、在韓(企業及び個人)財産推定額(注)	99億8381万9千円
2、予(預)金部関係	9億4617万7千円
3、郵政省関係	5億7423万9千円
4、事業公債未償還額	25億円
5、鮮銀券	217万4千円
計	138億640万9千円

(注) わが方調査による**全鮮日本総財産は710億円**(上の707億89百万円が流用されたようです)と推定されるが、**南鮮、北鮮の所在財産の割合を四対六と推定し、在南鮮(40%)総財産を算出し、更に朝鮮動乱による損失を65%と見込み算出したものである。**

しかし上の計算は、単に**韓国側の要求を値切るのが目的だけの不当なもの**であったことが、同文書の23～24頁にあります。(青の太字は2013年1月まで墨塗り、赤も同様。)「わが方法理論は、**厩大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので、元来立論にも無理があるのを免れないので、米國務省の見解をまつまでもなく、いずれは撤回する要がある**と考えられ、すでに客年春の非公式会談において谷大使より、韓国側の態度いかんでは**請求権を放棄してもよい**旨示唆するところがあった。・・・結局最も現実的な方法としては請求権を相互に放棄するにしくは(しか?)ないが、対韓請求権の放棄は**直ちに国内補償問題を誘発する**ところであり、従来は大蔵省からの異論もあつて正式には請求権の放棄を提案する段階にはいたらなかつた。」

26 頁「外務省案提案に対し大蔵省はとりあえず韓国側に支払可能の項目として前記(一)(日本側が支払うべき用意ある特定のものとして韓国側に提案する項目、(前 25 頁に記載)のうち(1)引揚韓国人の税関預り金(同じく)(2)軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与(同じく)(5)未払恩給(同じく)及び帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金(同じく)をあげてきていた。

しかしながら右項目を合計するも金額的には四億円に達せず到底韓国側を満足せしめるとは思えない。従って韓国側との会談を妥結せしめるためにはさらにある程度の持出しを覚悟せねばならぬと考える。」

日本側文書 1594、「財産請求権問題 昭和 32 年(1957)3 月アジア局第一課」5 頁(下の青の太字は 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)「従って日韓会談を再開に導くためには、わが方法理論は歴大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的のもので、終戦以後米国が在外日本財産についてとつた一連の措置からみれば、わが方立論に無理があるのを免れない。」

決裂した日韓会談の再開にあたり作られた日本側文書 1248、10～12 頁 1960 年 1 月の「日韓関係の打開について」、日本側の戦略上の本音が窺えます。(下の青の太字は 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)「請求権問題に対する日本の法理的主張は、元来第一回会談に当って先方の過大な主張を相殺中和せしめる戦術上採用されたものであるが、今日この主張は韓国側のみならず日本の最もよき理解者、斡旋者である米国政府をも納得せしめえず、徒に韓国側の悪宣伝に好餌を与えている。既に韓国側で処分済の旧日本財産が返還される見透しは全くないのであるから、この法理論も実益はなく、却って日本の真意を疑わしめ、日韓会談再開の支障となっているのであるから、日本としても深く従来の解釈を改めることが適当である。(中略)先方が無理を云った場合にはこれを広く国際世論に問うことによって日本の立場を有利にすることが出来るのであって、今の様に国際的に納得せしめることの困難な議論で頑張っているのよりは余程有利である。」

1961 年 3 月 20 日の外務省北東アジア課の文書、日本側文書 1234「国会における在外財産補償に関する政府答弁書」の 35 頁には(下の赤の太字は 2013 年 11 月まで墨塗り)「3 月 17 日の衆議院外務委員会における松本七郎議員(社)の資料提出要求に対して・・・大蔵省の現在もっている数字(720 億)の大部分(500 億円以上)は、法人財産を評価したものであり、その評価方法には種々の問題がある。」という記述があります。

1962 年 2 月 26 日大蔵省理財局作成の日本側文書 376「日韓関係想定問答(未定稿)」

(下の青い太字は 2013 年 1 月まですべて墨塗りでした。)

56 頁「秘(備考)在鮮財産推定額(南北鮮の合計である。)

(引揚者数	661,592 人)
個人財産	192 億 500 万円
企業財産	521 億 700 〃
国有財産	192 億 6500 〃
計	905 億 7700 〃

と、遑って「必ずしも正確と認められなかった」昭和 20 年(1945)11 月 8 日付大蔵省令 95 号の金額、「905 億 7,799 万 4,000 円」を再び引用して来たのは驚くべき事実です。

1962 年 3 月 14 日北東アジア課作成の日本側文書 1798、訪米する池田首相が「ハリマン国務次官補との会談用資料」10 頁には(下の青の太字は 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)「在韓国日本財産(終戦時の価格で 20 億ドル(=300 億円)をこえると評価されている)」と相当控えめな数字を出しています。

九、日本側の内部では「支払う」と決められていた未収金

4.19 革命を経た韓国との第 5 次日韓会談は、1960 年 10 月に始まります。

第 5 次会談に備える日本側の内部検討資料、日本側文書 1408「第 5 次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第一回各省代表打合会議概要 昭和 35 年(1960)9 月 12 日北東アジア課」1~2 頁、伊関局長の発言「韓国新政府の要職者は、いずれも人格者との印象を受け、口先だけとは思えぬ誠意を示していた。」

請求権問題に関しては 5~6(下の青の太字は 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)頁「吉田理財局長次長より、本問題は処理の仕方によっては、国内補償等の問題、台湾との関係等難しい問題を惹き起しやすい。日本側としても、日本政府と朝鮮人たる個人との間の恩給や郵便貯金等の債権債務の整理は行う用意があるが、韓国側がそれ以上の請求権の主張、例えば既に清算を終わっている朝鮮銀行についてこれを朝鮮の財産だったと言い出したら、際限がない。(中略)もし先方が対日請求権を放棄するというならば、即ち実質的に相互放棄を前提とするならば、わが方は前述の恩給等の支払いは行うということで解決するほかはあるまい。この解決方法が日本側としてこれまでも考えていた方法であったと了解している、と述べた。

伊関局長より、相互放棄という言葉を使うと、南北鮮の関係、他の国との関係、国内補償の問題等が起るが、他方、うやむやにしておく、あとくされが残る、と述べ、(中略)7 頁、伊関局長「請求権には直接触れないにおいて、別途に色をつけ、お祝いのしるしとして船舶や文化財を贈与したり、経済援助をしたりするのがよからうと述べた。」と、既に個人請求権を支払うのを経済援助にすり替えようという発想が見られます。

韓国側は 11 月 10 日第 1 次一般請求権小委員会で「対日請求要綱」8 個項目を提示します。韓国側文書 718、89～97 頁

「韓国の対日請求権 内訳(概略)

- 一、地金及び地銀 地金 約 2 億 5 千万グラム(25 万 kg) 地銀 約 9 千万グラム(9 万 kg)
(註)右記地金及び地銀は日本政府当局で約 5 億 6 千万円の代金を国債等で支払って搬出した行ったものなので、わが側で前記代金を払い戻して返還受けなければならないものである。
- 二、朝鮮総督府の対日本政府債券 返還要求額 総 約 56 億 8 千万円
(内訳) 1. 通信部関係債券 約 21 億円
2. 1945.8.9 以後日本が韓国内各銀行で引出した金員 約 26 億 7 千万円
3. 日本国庫計上債券 約 9 億円
4. 朝鮮総督府の在日財産 約 1 千万円
- 三、1945.8.9 以後日本に不法移替または送金された金員 総 約 8 億 9 千万円 (内訳)
 1. 朝鮮銀行本店から在日本支店に送金された金員 約 2 億 3 千万円
 2. 在韓日本系銀行支店から在日本店に送金された金員 約 6 億 6 千万円
- 四、韓国に本社を持っている法人の在日財産 総 約 66 億 7 千万円
(内訳) 1. 特殊金融機関の在日財産 約 64 億 7 千万円
2. その他法人の在日財産 約 2 億円推算(全部未調査状態にある)
- 五、各種有価証券、被徴用韓人**未収金**、韓国人の対日本政府及び個人に対する債券等総 **約 232 億 6 千万円** (内訳)
 1. 日本有価証券(国債、地方債、政府保証社債、政府機関社債、一般社債、一般株式) 約 74 億円 5 千万円
 2. 日本系通貨 約 16 億円
 3. 被徴用韓人未収金 約 2 億 4 千万円(推算) 要求根拠 確実(日本側も同調)
 4. 戦争に因る人的被害補償 約 132 億(要再検討)
 5. 韓国人の対日本政府請求(恩給) 約 3 億(以南分だけ)
 6. 韓国人の対日本政府法人請求(保険額) 約 4 億 7 千万円(推算)
- 六、韓国人所有日本法人の株式またはその他証券 約 2 千万円

日本側文書 1841「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(討議用資料) 条・規 35(1960).12.1」を見ると、これまでの方針に加え、北朝鮮住民や北朝鮮国籍者にも支払う検討をしていたことに注目されます。「引揚韓国人」という単語も「引揚朝鮮人」に変わっています。(勿論、下の**青い太字(赤も同様)**部分は 2013 年 11 月 26 日まで墨塗りされていました) 15 頁「日本政府の債務中**わが方の容認し得るもの(1) 引揚朝鮮人の税関預り金(2) 軍人軍属及び政府関係通牒労務者に対する未払給与(3) 帰国朝鮮**

人労働者に対する未払賃金、未払恩給、その他支払可能なものがあればそれも含む)については支払義務を認め」16頁「北鮮籍又は北鮮地域在住民から支払請求があつた際も支払を行いうるとき規定の仕方をするとも一方法として考えられるであろう。」

未収金問題に対しては1961年5月10日第5次韓日会談予備会談一般請求権小委第13次会議で取り上げられます。日本側文書95、22～23頁。日本側大蔵省理財局次長「吉田(信邦)主査代理は、自分達としては死亡者、傷病者に対してはできるだけことはしたいという気持をもっている。遺族の場合には相続人に対して援護する等ということになると思うが、韓国側で具体的な調査をされ、それを日本側とつき合わせをする用意があるか?(中略)自分としては未収金は払うべきであり、また払い得る措置がとられているものである。これらは元来被徴用者が正式な手続きを経てやめていれば(逃亡したとの意?)そのとき支払いえたものが、今日まで国交が正常化していなかったため支払が円滑に行われなかったもので、これは両国政府のあっせんで直にでも支払われるようにすることが必要ではないかと考えている。」と述べます。

この日本側発言に対応して韓国銀行国庫部長李相徳主査代理は28頁で「本人の手に届くようにすることは手続の問題であるが、それは韓国政府の方で国内措置として然るべく処理する。問題はそのことと金額の実際の人数の問題をどう考えるかであつて、支払の問題は韓国政府の手で行ないたいという立場をとっている」と、日本政府の代わりに韓国政府が責任を負うと発言します。

韓国側文書718の377頁にも「補償金支払い方法問題だが、われわれはわれわれの国内問題として措置する考えであり、この問題は人員数とか金額の問題があるが、とにかくその支払いはわが政府の手です。」とあります。またこの同じ会議の最後25頁には、韓国側李主査が「当時韓国では道路を歩いている者を引っぱって行って最も激しい労働に従事させられたもので、言わば牛馬の扱いを受けたものである。これが公の文書としてポツダム宣言、カイロ宣言の表現となって現われたものである。日本側では同じ日本人の扱いをしたと言われるが実情はこのように違うのであって、このような扱いを受けた者に対し、当然相当な補償がなくてはならないと述べた」という表現もあります。

日本側文書517「自民党8議員及び伊関局長の訪韓36年(1961年5月6日～12日)関係会談記録」31頁には「伊関局長の所見、考え方および指示事項(1961年5月15日)として「自分の一試案としては、無償経済援助を年5000万ドル5年間継続、計2億5000万ドル、請求権に基づく債務5000万ドル、合計3億ドルと、その他に有償経済援助のため年5000万ドルの資金の枠を用意し、これらを合せて年1億ドルだということにする位がよいところではないだろうか。(ここまでの太字は2013年1月26日に開示、以下は2013年11月26日に開示)アメリカの1年分の援助が2億数千万ドルだから、それにも足りないようなものでは、みっともなく持出しにくい。・・・因みに韓

国側は非公式の話合いの際、5億ドル位もらいたいような口振りであった。」

請求権問題に決着をつけた「金・大平メモ」の1年半も前、既に「無償3億ドル、有償2億ドル」の原形が出来上がっていたのは驚き!!と表明したのは東京新聞の五味記者。

十、揺らぐ日本側の請求権精算金額の計算

韓国側文書 721 の 117～118 頁「駐日公使から外務部長官宛の韓日会談のための事前交渉に関する報告」日本を訪問した金裕沢(キム・ユテク)経済企画院長は1961年9月1日金院長が小坂外務相との会談で、韓国側の財産請求権を8億ドルと提示したのに対して、伊関局長は『意外な』そして『突如な』提案だったが、その理由は第一に同請求金額が余りに莫大だということ、第二にそのような具体的な提案があるだろうとは初めから期待しなかった」としながらも(中略)、「伊関局長が言うには、自分が張政権当時ソウルを訪問した時、韓国政府の当事者(その名前は明かさなかった)から請求権が5億ドル程になるだろうと聞いたので、帰国して上司に若しくは政党指導者たちに韓国の請求権の要求は5億ドルの線から出発するだろうと報告したことがあるが、今般の数字はそれと余りに差異があると言うので、本人は当時政府当局者から10億ドルの線という話を聞いたことがあると答えた。」そうです。

同じ会談を日本側文書 360「小坂大臣、金裕沢院長会談記録」12～13 頁で見ると、「韓国側としては例の8項目を全部総計すれば総額数十億ドルをもらうべきところであるが、この際どうしても8億ドルは日本から払ってもらわねばならぬと考える旨の発言があった。・・・(下の青の太字は2013年11月まで墨塗り、赤も同様)(伊関アジア局長より)日本側の計算によれば、恩給、軍人軍属に対する弔慰金、徴用労務者の未払賃金、引揚韓国人の預託金等、法律上根拠のあるものは、日本側であるいは支払ってもよいと考えている。韓国人の私的請求権は、すべてこれを合わせても極めて小さな額にしかならないと考えている。・・・(17～18頁)それ以外に何か特別に金を出すことも考えられるではないか。そういう特別の方法に関連して経済協力というようなことがいわれているのである。・・・(18～19頁)金院長は当初の主張を多少あらため、韓国側としてはこの8億ドルは必ずしも請求権に対する支払いに限らなくてもよい。とにかくそれが無償でもらえさえすれば、どのような名目でも差支えない。旨を述べるに至った。李(東煥)公使もこれをうけて、8億ドルがとにかく lump sum(一時金)でもらえることにきまるならば、その内訳の理由づけないし説明は、双方の事務的な話合いでやり得ることである。」と、後日の政治決着を予想させるような記述があります。

これに関連して9月15日付の毎日新聞は「政府首脳部に対して非公式に対日財産請求権に関する意向を打診した事があったが、その時金院長は要求額として8億ドル(日本円 2,880 億円)の案を提示したという事実が14日政府有力消息筋から明かにされ

た。・・・一方“李承晩”政権時代には約 20 億ドルの対日要求額を考慮したとして、張勉政権当時には 12 億ドルを考慮中だったと伝えられている。」と韓国側 721 文書の 189 頁にあります。

上の「小坂・金会談」から 2 週間も経たない 1961 年 9 月 14 日付の外務省の内部検討「日韓請求権解決方策について」日本側文書 1360、1～3 頁では、早速東南アジア諸国との先例を参考に、経済協力で解決しようとする試みが計算されています。

「1、東南アジア諸国との賠償等の先例

- | | | |
|-----------|----------------------|---|
| (イ)ビルマ | 賠償 2 億ドル | (10 年、年平均 2,000 万ドル) |
| | 経済協力 5 千万ドル | (10 年) |
| (ロ)フィリピン | 賠償 5 億 5 千万ドル | (最初 10 年、年平均 2,500 万ドル
次の 10 年、年平均 3 千万ドル) |
| | 経済開発借款 2 億 5 千万ドル | |
| (ハ)インドネシア | 賠償 2 億 2308 万ドル | (最初 11 年、年平均 2 千万ドル
12 年目 308 万ドル) |
| | 累積債権放棄 1 億 7691 万ドル余 | |
| | 合計 4 億ドル | |
| | 経済開発借款 4 億ドル | (20 年間) |
| (ニ)ヴェトナム | 賠償 3900 万ドル | (最初 3 年、年平均 1 千万ドル
次の 2 年、年平均 450 万ドル) |
| | 借款(義務的) 750 万ドル | (3 年間) |
| | 経済開発借款 910 万ドル | (5 年目以降) |
| (ホ)カンボディア | 経済技術協力援助(無償) | 15 億円(3 年間) |
| (ヘ)ラオス | 経済技術協力援助(無償) | 10 億円(2 年間) |

(以下、青の太字の頁は 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)

2、上記諸先例を参酌し、日韓間の特殊事情を考慮するとき、日韓請求権問題の解決方策として次のようなものが考えられる。

(なお、公称とは、「純支払額 プラス 累積債権放棄」をいう)

A 案 (公称 3 億ドル)

請求権処理及び経済技術協力援助(無償)

2 億 5427 万ドル (最初 1 年、5,427 万ドル
次の 4 年、5 千万ドル)

累積債権放棄 4572 万ドル \$45,729,398.08

経済開発借款 2 億 5 千万ドル (5 年間)

B 案 (公称 3 億 4572 万ドル)

請求権処理及び経済技術協力援助(無償)

3 億ドル

(最初 1 年、1 億ドル
次の 4 年、5 千万ドル)

累積債権放棄 4572 万ドル

経済開発借款 2 億 5 千万ドル (5 年間) (もしくは、これを更に増額)

5 頁 債権 4572,9398.08

請求権及び経済技術協力

2 億 5427 万ドル 最初 5,427 万ドル、2~5 年 5000 万ドル

累積債権放棄 4572 万ドル

(計 3 億ドル)

借カ(款) 2 億 5000 万ドル 5 年平均 5000 万ドル」

同じ文書 1360 の 6 頁にも注目すべき外務省の内部検討文書があります。

(以下の青の太字の頁も 2013 年 11 月まで不開示、赤も同様)

「日韓請求権解決方式について 9 月 14 日(何故か 56 年と誤記、36 年=1961?)

1、形式と名文にとられる朝鮮民族性に鑑みても(という差別的な表現に続き)、韓国政府は懸案解決後国交回復、そして始めて経済援助受入との方式を固執するであろう。義務としての経済援助には種々面倒な問題がある。無償援助はその例外であろうが、もしその考えがあるなら、その分を請求権解決分にまわして、請求権を解決することは出来ないだろうか。」と、ここで日本政府の方針が定まったように見られます。個人補償はした後、経済援助で全て終わらせようとした当時の日本側の姿勢が窺えます。

7~11 頁「2、(中略)(イ)請求に応ずるを妥当とするものと、(ロ)応否何れにも理屈の立つものがある。もとより relevand clause があり、(イ)も(ロ)もこれにより拒否も可能であろうが、また拒否の程度に手心も加え得るであろう。経済援助中、無償援助として考えられるものを、この(ロ)にまわすのが、実際的ではなかろうか。もっとも会談の事務レベルでは(ロ)は全然出さず、政治的解決の段階で最後に出すべきことは言うまでもない。

3、韓国請求権を以上の考え方で整理して見ると次の如くなるであろう、

(イ)応ずるのが妥当とするもの

A、大蔵省にも問題のないもの

(i)引揚朝鮮人の税関保護預り金 円

(ii)軍人・軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与

(iii)帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金

供託済分 24,770,720 円

(iv)昭和 27 年 4 月までの未払恩給

B、返還が(応ずるのが)妥当と思われるものその他

(i)郵便貯金

個人通帳提示を得て支払うことにすれば、北朝鮮の問題も生ぜず好都合だ

(a) 鮮銀本店勘定になっていた日銀登録国債

●●●●円余で、relevant clauseはあるが、返還に必ずべきかと思はれる。

(b)大阪支店にあった地銀

経緯次第によっては(イ=必ずするのが妥当)として考慮すべきかと思われる。

(ii) 郵便貯金、簡易保険、(郵便)年金

上記(イ)Bの(a)及び(b)に述べたように過超金を支払うことにする時は、個人通帳等に基く日本側への支払要求については、免責を明確にしておかねばならない。

(iii)日銀券

韓国政府又は韓国国民所持の日銀券のほか、焼却日銀券の一定時を限っての引換え。日本政府紙幣また同じ。

(iv)国債(ここから先は当初より開示。しかしその理由は不明で、一貫性の無さだけが目につく。)韓国政府機関及び韓国人所持の国債を返還する。

(v)果実

国債の如きものの果実については考慮する。銀行券については考慮の余地なきも、国債、郵貯、簡易保険、年金については考慮する。」

韓国側の8項目請求に対して大蔵省と外務省がそれぞれで計算を出していました。こういう決定的に大事な文書が、今回公開されたという6万頁に及ぶ日本側文書の中に含まれていないということが大問題です。

1963年3月大蔵省理財局外債課発行『日韓請求権問題参照資料(未定稿、第二分冊)』。この冊子72頁には1961年11月9日、大蔵省では次の数字を出したとあります。

「①ややかたい推定によるもの(約300万ドル)、

②あまい推定によるもの(1500万ドル)、

③大幅にあまい推定によるもの(3,000万ドル)の

3本立ての試算表を作成し、省議にかけたがそのまま立ち消えになりかけたが、1962年1月当時の大平官房長官の強い指示があり、主計局にもはかった上、1962年1月10日大蔵省試算として提出した金額は約1600万ドルで、同じ時に外務省が提出した試算額は7,000万ドルでした。しかし両省案の開きが多すぎるのでなんとか調整をはかれと指示されたともいわれるが、調整されないままに終わった。」とあります。

1961年11月12日朴正熙議長が池田首相と会談を持ちますが、そこで話された金額は5千万ドルに過ぎません。韓国側文書786「朴正熙国家再建御前会議議長日本訪問」の228頁には「韓国側が請求しているのは賠償的性質のものではなく、十分に法的根拠がある請求権であると説明し、地金銀、郵便貯金、保険金、徴用者に対する未収金、戦死者に対する補償金、年金等、相当な金額の請求権を韓国は持っているのに、日本側

は 5,000 万ドル云々と言うのだから不当だと言ったところ、池田首相は小坂外相がそう言ったようだが、それは自分自身の意図ではないというような趣旨を話した」とあります。

同じ会議が日本側文書 968「池田総理、朴正熙議長会談要旨」3～4 頁及び 12 頁で、(2013 年 1 月 26 日まで「請求権」という言葉と上の青と赤の太字すべてが黒塗り)「池田総理より、個人の請求権については、日本人並みに取扱うという原則をもつて支払う用意があると述べ、恩給、引揚者見舞金、郵便貯金、簡易保険金等を考慮しようと思っており、また焼却日銀券についても考慮していると述べた。これに対し、朴議長は、軍人軍属の遺家族についても考えてほしいと述べ、池田総理より考慮しようとした。・・・

(4～5 頁及び 13～14 頁)池田総理が、請求権というどうしても相殺思想が出てくると述べたのに対して、朴議長は、請求権といわないで何か適当な名義でも結構であると答えた。・・・次いで、経済協力の問題に入り、池田総理より、日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。そこで、日本としては無償援助は面白くないからこれを避けて長期低利の経済援助を考慮しようと思っていると述べた。朴議長は、韓国側としても dignity の問題があるので無償援助は考えておらず、長期低利の経済援助で結構であると答えた上、消費財でなく資本財を希望すると付言した。」とあります。

1961 年 12 月 21 日に開かれた第 6 次韓日会談一般請求権委員会第 8 次会議で韓国側はまだ、個人請求権があると主張します。韓国側文書 750 の 182 頁。

「金潤根首席代表：わが側が主張する内容は、韓国人(自然人、法人)の日本人(自然人、法人)または日本政府に対する権利として、要綱第 1 項ないし第 5 項に含まれないものは韓日会談の成立の後にでも、これを個別に行使できることとする。この場合においては両国間の国交が正常化するまで、時効は進行しないものとする。

吉岡主査代理：第 1 項目ないし第 5 項目に入っている個人請求権関係はどうなるのか。

金代表：それはこの会談で一括して決定するようになるので、個人としては主張できないし、それ以外のものは実際にあるのかわからないが、ある場合にはその権利を主張できるようにしようというものだ。

ト部副主査：国債等は後に個人が持って来る場合にも、その支払いをしなくても良いという意味か。

金代表：そうだ。

ト部：しかしそうなると軍令 33 号関係で、会談が初めに戻る帰ことになる結果になる怖れがある。せつかく政府間の決定を見ても、このようなものがあると大きい“ループホール”が残るのではないか。

金代表：それは再び政府間で会談するのではなく、個人的に請求するようになるので“ループホール”とは見ない。

吉岡：この問題は相当異論があるものと思う。

金代表：そういう個人の請求権があるとしても、この会談で再び討議しようというのではなく、この会談はこれで終わらせてそういう請求権は、個別的に請求することができる道を開いておこうという意味だ。

ト部：軍令第33号との関係から韓国人の対日負債はなくなって、対日請求権は会談成立後にも残るとなれば、大きい問題が起こるのではないか。

金代表：軍令第33号とは関係ない。これはそういう請求権が成立するかしないかを決める段階までは行かないで、請求権があると主張する場合、裁判所で裁判する余地はまだあるようにしようというのだ。

吉岡：趣旨は分かるが、いろいろ問題があると思う。

ト部：やはり困難な問題が起こると思う。

金代表：起きないだろうから安心して良いだろう。

ト部：私たちとしてはやはり自然人や法人関係の請求権一切が、この会談で解決されたいという希望だ。また日本では個人関係の私有財産権は保護するという立場を取っているので、項目を入れなくてもその権利は残るようになるだろう。

金代表：しかし会談で今までの項目に出たものや、出なかったものや、皆会談成立という理由で消滅するとしたら、訴訟がある時裁判所で判断するのにむしろ困難だろう。

桜井補佐：そのようになると軍令33号との関係として私的請求権に関しては、根本的に再考しなければならないと思う。

金代表：8個項目に入っていない個人請求は主張することができるようにし、裁判所で主張できないものとするなら知らないが、主張さえできなくしたらそれも困難な問題だ。

ト部：私が聞くところでは、韓国人引揚者が大阪で預金したことがあるが、まだ捜せないものがあると言う。

金代表：預金債券等をこの会談が成立した後、請求できないとしたら困難だと言うのだ。

ト部：私有財産が保護され、状況が悪くないものは別問題だろうが、それ以外の場合には簡単なものではないので、やはり困難な問題があると思う

金代表：個人財産が尊重される場合でも、政府間で一応協定ができれば、この会談を盾に拒否することになれば困難だ。

ト部：これはやはり問題が大きいと思う。今すぐに結論を出す必要もないので一応検討した後、またわが側の意見を話すことにする。」

日本側文書1795「池田総理・ライシャワー大使会談要旨 昭和37年(1962)1月5日」5～6頁「総理 裴首席代表は12億ドルという数字を出しているが、どうかと思う。(以下、青の太字は2013年3月まで墨塗り)請求権として支払いうるものは5,000万ドル(伊関局長に念を押したので、同局長より外務省の計算では8,000万ドル位になるだろうと答えた)位で、これが韓国経済にどの位の助けになるだろうか、5ヶ年計画はどうなっているのか。(伊関局長に向い)請求権の支払だけでは韓国側は満足しないだろう。」

伊関局長 いわゆる広義の請求権を(の)要求になる。之は結局、無償経済援助となるであらう。

総理 朴議長との会談で、はっきり無償援助はないことになっている。

伊関局長 それは経済協力としては無償援助はないという意味で、同会議録でも、請求権問題の話の最後に、朴議長が、「請求権といわないで何か適当な名義でも結構である」と述べたと記録されているが、これが無償援助を指すものと了解している。

総理 どうもおかしい。」

十一、大蔵省と外務省の攻防、韓国の請求に対する細かい推算額

外務省は2013年11月26日付で韓国側の要求に対する日本側大蔵省理財局による日本側の見積額の墨塗り部分を初めて開示しました。韓国側の要求額記載は省きます。日本側文書1735「日韓会談請求権関係の審議について 37年(1962)1月8日大蔵省理財局」1、3頁「韓国側の請求は、現在価額12億1700万ドル(=182億5500万円)にのぼるが、・・・わが方として精算できる金額は、(以下、青と赤の太字は2013年11月まで不開示)終戦時価格18億4600万円であつて、なお、理論的にも計数的にも検討すべき点が余りにも多い。」

4頁「要綱2(i)郵便貯金、振替貯金、郵便為替・・・

日本側見積額(南北鮮とも)368百万円

(ii)朝鮮簡易生命保険及び郵便年金・・・

日本側見積額(南北鮮とも)96百万円」

7頁「要綱5(ii)日本系通貨・・・日本側見積額 1,522 百万円

(vi)私営保険会社に対する韓国人契約者に係る責任準備金・・・

日本側調査では日本人契約分も含めて **108 百万円**」]

また外務省は 2013 年 1 月 21 日付で初めて、韓国側の要求に対する日本側外務省の A 案と B 案、大蔵省の資産額の詳細な計算内容を初めて開示しました。

日本側文書 376「日韓関係想定問答(未定稿)」40 頁、文書 1746「日韓請求権交渉の今後の進め方」11 頁(2013 年 1 月まで**青の太字**、つまり金額は完全非開示)

「 韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定

項 目	(外務省)A 案	B 案	参考(1962 年 1 月 10 日大蔵省試算額)
I 地金銀	0	0	0
II 逓信局関係	325	325	325
利息	208	208	208
III 送金返還	0	0	0
IV 韓国人株主分配金	22	22	22
利息	6	6	6
V (1) 有価証券	608	4,560	228
利息	389	2,918	146
(2) 日本系通貨	1,522	1,522	1,522
(3) 未収金	133	133	133
利息	52	52	52
(4) 被徴用者補償金	20,149	20,149	—
(内訳) 労務者見舞金	6,103		
復員軍人軍属見舞金	2,895		
死亡軍人軍属弔慰金	776		
死亡軍属年金	9,900		
軍属障害年金	475		
(5) 恩給請求	12,117	12,117	1,006
寄託金	60	60	60
計	35,591 百万円 (9,886 万ドル)	42,072 百万円 (1 億 1,687 万ドル)	3,680 百万円 (約 1,022 万ドル)

日本側文書1222「第6次日韓会談における一般請求権問題非公式会談 37年(1962)2月6日 北東アジア課」(下の**青の太字**が墨塗り。)

3頁「有価証券は資料さえ貰えればいいと考えている。恩給については日本側に資料があり、また寄託金関係は特に問題はないように思う。」

1962年2月7日の外務省側の文書、「日韓請求権交渉の今後の進め方について」を読むと、当時はまだ、日本側が本当に個人に支払うことを考えていたような内容が窺われます。(日本側文書 506、215～220頁、同 1746、1～5頁)

「日韓会談における韓国の対日請求権処理にあたって、日本側が十分に法的根拠のある請求として認めうるものは、**きわめて少額に過ぎない**ことが判明するに至った。(1月10日、総理に提出した大蔵省試算額のうち、被徴用者に対する補償金を含まない数字たる**1千万ドル**ですら、その金額を厳密に法的根拠および所要の証拠書類の整ったものとして説明することは困難である)

(イ) 事実関係の確認が困難であること。

終戦後、十数年が経過、朝鮮動乱で相当部分が亡失・・・恩給等の支払いには確実な証拠書類が必要なのに、軍人軍属、徴用労務者の把握は不可能。

(ロ) 関係法規が朝鮮の独立を前提としていないこと。・・・日本国籍を喪失すると恩給権が消滅するので、支払い額は僅少にとどまる。法律がこのような事実を予想していないことから、**国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払いを行うという考え方にも根拠がある**と思われる。(中略)

(ハ)・・・対象を南鮮地域に関する請求権のみに限る・・・韓国に支払うべき分の算出にあたっては、(次の**青の太字**は2013年1月まで**墨塗り**されていたが、何故なのかは全く不明)**例えば郵便貯金については南北鮮の現在の人口比を基準として70パーセントを掛け、徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して95パーセントを掛ける時、概括的な算出方式をとらざるをえず、これをもつて十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。**(中略)

(ホ)なお、韓国側は、請求権として日本側から支払を受けたものを関係個人に渡す代わりに、一括政府資金として経済発展、社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様であるが、日本側の立場からいうと、請求権支払である以上、これが確実に個人の手に戻ることを要請せざるをえず、この間の調整の問題も起る。(中略) 他方、十分の裏付け資料がないにしても、**相当多数の韓国人軍人軍属、徴用労務者がいたことはまぎれもない事実であり、またこれらに対して少なくとも日本人並みの恩給 其他を支給すべきことは、条理からも国際先例からも自然のこと**と考えられ、ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求とよぶにたるだけの事実上および実定法上の根拠が欠如しているということにつきるとと思われる。」

しかし、個人請求権に応ずるのと引替えに、経済援助で解決しようという案を出して来ます。同 221 頁及び同 8 頁「日本政府は、日韓国交の正常化を祝し、韓国との友好関係増進を念願し、その**民生安定と経済発展に寄与**するため、

(I) **無償の経済援助** 1億ドル

(Ⅱ) 長期低利の有償経済援助 2億ドル
を供与する。」

日本側文書 1220「第 6 次日韓会談における一般請求権小委員会第 10 回会合 37 年(1962) 2 月 8 日北東アジア課」(下の青の太字部分が 2013 年 1 月まで墨塗りでした。)3 頁「日本系通貨の項の「流通過程になかった日銀券、日本政府紙幣」というのは、日銀の帳簿によると、日銀が鮮銀にあづけたものがあり、これは物理的所在を移したに過ぎないもので単なる紙切れであるから、このようなものに対しては韓国側の請求に応じ難いということである。(これに対し、李委員(李相徳韓国銀行参事)は、未発行券はなかったはずであると述べた。)」3~4 頁「寄託金関係の金額調整はおつて行なうことになろうが、双方の数字にそう大きな違いはないように認められる。(二) 寄託金関係で、朝連に寄託した分の処分代金の数字は現在もつていないが、これは一応国庫に納まったものである。しかし在日韓国人の生活保護費として日本政府が支出した金額は、これに比べればはるか多額である。」6 頁「日本の恩給法の建前からいつて、日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので、日本国籍を有していた間の増加恩給以外は支給できないということである」11 頁「韓国請求権(要綱 5 関係)についての日本側の一応の見解 37 年(1962) 2 月 8 日宮川主査(大蔵省理財局長)発言要旨 (1)日本有価証券この請求については、日本側としては証券の種類、所有者の違いに応じて償還の義務の有無が別れてくると考えている。すなわち、」13~14 頁「その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えであるが、所有者名、金額等についての事実関係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。

2. 現物分 現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。」16 頁日本系通貨「その他については、現物提示がなければ応じがたい。」

17~18 頁被徴用韓人補償金「当時の国内法によつて支給すべきものについては支給済であるが、前記(3)の未払金として処理されるべきものとする。

(5) 未払恩給

恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、

1. 人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となつていたもの(国庫支弁の分)以外は応じられない。
2. 韓国側の主張する 20 年間の支給については、まだ十分説明を聞いていないが、わが方としては国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。従つて 20 年間支給の要求には応ずることができない。

3. また、軍人軍属について付言すると、日本人の場合と同様に取扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして増加恩給のごとき特殊なものを除き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

なお、恩給関係で国庫負担のものは、一般文官、官立学校職員、刑務官、朝鮮総督府巡查、同道巡查及び公立初等学校職員であり、地方費支弁のものは、朝鮮総督府道消防手、朝鮮地方待遇職員令による職員、地方費支弁の文官、道吏員及び府吏員である。(この項吉岡副主査説明) 」

19 頁 「○ 寄託金関係

1. 税関に寄託された通貨類

金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。

2. 鮮銀券と交換した日銀券

上記同様、金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。」

37 年(1962)2 月 15 日外務省アジア局による日本側文書 1749「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」(以下 2013 年 1 月まで墨塗り、その後一部の数字が開示されたので、それらの部分を青の太字で示しますが、 の部分は未だ墨塗りのままです。)

1 頁に「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省の査定は、大蔵案約 1,000 万ドル、外務案約 1 億ドルであるが、その相違は主として、軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金及び恩給に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。」とあります。1 億ドルと 1,000 万ドルの、どこが一致しているのか全く理解できませんが、細かい査定額が出ています。しかしまだまだ墨塗りで隠蔽されている箇所も多く、この問題の解決はそう簡単ではありません。

4 頁「1、有価証券(要綱Ⅴの 1)

大蔵案	228 百万円	利息	146 百万円
外務 A 案	608 百万円	利息	389 百万円
外務 B 案	4,560 百万円	利息	2,918 百万円

大蔵案においては、登録国債 14 百万円(日銀調による朝鮮を支払地とする登録国債 23 百万円から朝鮮人分 20 百万円のうち、南鮮分 70%)、その他国債 109 百万円(昭和 23 年大蔵省管理局調による推定額 156 百万円のうち南鮮分 70%)、その他証券 105 百万円(勸銀調による推定額 158 百万円より逡信分 8 百万円を減額、その南鮮分 70%)の合計である。」

5 頁「2、未収金(要綱Ⅴの 3)

大蔵案	98 百万円	利息	38 百万円
外務案	133 百万円	利息	52 百万円

労働省の調査による未払金■■■■■■■■分に関しては、両省は意見一致している

67 百万円

- ㊦㊧ 日本側の預入金残高 124 百万円(45 年 11 月末日現在)に、日韓比(簡保は 2 対 8、年金は 7 対 3) を乗じ、更に南北鮮人口比(70 対 30)を乗じて推定
- ㊨ 36 年(1961)9 月現在までの利息は 12 百万円(年利 1%)
- ㊩ 本文と同様論法でいけば後述要綱 5 の日本有価証券のうち、簡保年金会計が購入した登録国債について、その韓国人分の返還も考慮すべきか。」

27 頁「要綱 4 韓国に本社、事務所があつた法人の在日財産」

(日本側主張)・・・日本側留保の金額は次のとおり

現金	7.80 百万円
株式額面	<u>31.96(71 千株)</u>
計	39.76 百万円」

29 頁「要綱 5・・・A 日本側有価証券・・・

(日本側主張)

1 上記有価証券のうち

- ㊪ 登録分・・・㊦もつとも、朝鮮簡保特別会計の資産運用によるものであるから、韓国人加入者に相応する分は返還すべきであるとの韓国側主張があつた場合は、あるいは、要綱 2 の簡保預入金と同様に考慮すべきか。

(ハ)その他のものは、本来韓国人の所有であれば考慮する。

- ㊫ 現物分 現物呈示を条件に考慮・・・

2 上記原則により推定できるものは

登録国債	14 百万円
その他国債	109 百万円
その他証券	<u>105 百万円</u>
計	228 百万円

㊬㊭ 上記金額は、韓国側に未提示(37 年(1962)2 月 20 日現在)

- ㊮ 登録国債は、朝鮮を支払地とする登録国債 23 百万円から、通信局保有 17 百万円中の日本人分(17×20%)を差引いた残額に南北鮮人口比(70 対 30)を乗じて算定。

その他国債は、昭 23(1948)大蔵省管理局調 156 百万円に南北鮮人口比(70 対 30)を乗じて算定。

その他証券は、勸銀調推定 158 百万円(社債を含まず) から、通信局分 8 百万円(民間からの買上げ分)を差引いた残額に南北鮮人口比(70 対 30)を乗じて算定。

3 上記額面金額に対する 36 年 9 月までの利子は 146 百万円(年 4%)

㊯ 外務省試算

韓国側の主張する現物は社債を除きすべて支払う立場で積算している。

日本国債	340 百万円
食糧証券	152 〃

日本貯蓄券	19	〃
政府保証社債	1	〃
貯蓄、報国債券	4	〃
その他証券	92	〃
計	608(利息 389)	百万円」

30 頁「B 日本系通貨・・・

(日本側主張)

1 日銀行員立会で焼却したもののうち・・・

①日銀券、政府紙幣で流通過程にあつたものは考慮する。・・・

3 日本側試算は次のとおり。

日銀券、政府紙幣(焼却分から寄託分控除)	1,511	百万円
〃 (現物 — 韓国側数字)	6	〃
	1,517	〃
② 外務省積算は下の通り		
焼却日銀券	1,491	百万円
その他現物等	30	〃
	1,522	〃

30～31 頁「C 被徴用韓人未収金・・・

(日本側主張)

1.上記司令部書簡は、日本政府の報告数字をとつているが、重複部分があり、ネット(正味)143 百万円で、うち朝連等に支払った分 3 百万円は控除の要がある。

2. 南北鮮比率 70%を用いれば日本側積算としては、98 百万円となる。

② ①上記の 36 年(1961)9 月までの利息 38 百万円(2.4%)

②本文数字は、米提示(37 年(1962)2 月 17 日現在)

③外務省積算 (143-3)×95%(徴用労務者の 95%が南鮮出身とみる) 」

31～32 頁「C 被徴用韓人補償金・・・

(日本側主張)

日本側としては、当時の法的地位から、**日本人と同様の取扱**を行わざるを得ない。(戦勝国民待遇はしないという意か?)

しかるときは、生存者への補償は行えず(これも残酷な方針ですが・・・)、死亡、負傷者に対しては、未払分ありとすれば、前項 C、未収金内に計上されていたと考えられる。

なお、軍人は、次項 E、恩給の項で考慮すべきである。

①しかし、終戦時の現在員に対して日本への引揚者同様の趣旨で何等かの援護措置を行うとすれば、引揚者給付金をもって便宜これに代えるのも一方法であろう。しかる場合の積算は、 22 億 4800 万円

その根拠は、

36 万 5 千人(当時の非公式記録の鮮人労務者)×二分の一(朝鮮帰還率推定)
×1 万 7600 円(給付金 20 才～50 才実績平均)×70%(南鮮人分)」

(ただ外務省側の計算とは、やはり大きな差異があります。)

②外務省試算 101 億 8400 万円

一般労務者	69 億 4 千万円	(36 万 5 千人×2 万円×95%)
復員軍人軍属	27 億円	(19 万 2 千人×2 万円×70%)
死亡軍属	5 億 4400 万円	(15 万 5 千人×5 万円×70%)

③徴用者人数については、日本側としても資料蒐集に努力中であるが、的確な計数は把握し得ていない。」

32～33 頁「D 恩給その他

(1)恩給・・・

(日本側主張)

1. 方針としては、

①既裁定に限定せず(終戦時未裁定を含む)

②国庫負担分のみ

③平和条約発効までを考慮する。

(付)軍人については、日本内地における軍人恩給の適用状況に応じて考慮し、軍属については、未復員者給与法を適用するほかないが、後者は、厳密には、未収金の中に含まれていると観念せざるを得ない(ちなみに未収金は昭和 28 年(1953)までに供託は一応終り、当時すでに未復員者給与法は施行されていた)

2.日本側積算

国庫負担の平和条約発効時まで

既裁定分	284 百万円
未裁定分	<u>280 "</u>
	564 "

②①恩給局調による恩給試算下のとおり(平和条約発効時まで)

	国庫支弁		地方費支弁
	恩給局長裁定	総督知事裁定	
既裁定	文官・・・144 百万円 (2,228 人)	261 百万円 (5,632 人)	22 百万円 (540 人)
	軍人・・・0.152 百万円(176 人)		
未裁定	文官・・・398 百万円(9,132 人)		13 百万円 (349 人)
	軍人・・・1,259 百万円(5,485 人)		

(南北鮮区分なし、内地居住韓人を含む)

②本文試算にあたっては、上表のうち国庫支弁の 70%をもつて計算した。利息

は 338 百万円(年利 5%)なお、韓国側には、上表①の国庫支弁既裁定分(内地居住者を含み、南北鮮の区分なし)を提示済み

③外務省積算

- 方針 1) 終戦時未裁定を含む(上記本文と同じ)
2) 地方費支弁を含む
3) 失権時(平均昭和 66 年(1991)まで)を支給期間とする

積算 11,960 百万円(利息は計算せず) 」

34 頁 「(2)帰国韓国人寄託金・・・

(日本側主張)

1. イ)(税関預託通貨類)ロ)(日銀券)については事実を確認の上考慮する。
ハ)(旧朝連寄託分)については、区分不詳であるから確認に由ないこと・・・重ねて責任を負う必要はない。

2. 日本側積算は次のとおり

寄託通貨額	14,514,795 円 48
交換鮮銀券	48,714 千円
旧朝連	—
	<hr/>
	63,228,795.48

④①なお、旧朝連は処分収入額調査中なるも未詳(2.17 現在)。また、当時の帰国事情から上記はすべて南鮮分とみなす。

②外務省は朝連関係を除き韓国側主張を是認
60 百万円

(下の見出しが墨塗りになっているのは、前項からの続きと勘違いしたミスとしか思えません!!)

34～35 頁 「F 日本法人への請求(具体的には民間生保への請求)・・・

(日本側主張)

私人対私企業の関係であり、要綱 6 に該当する他の事項とも関連があるので、これだけ抽出して論ずるのは妥当でない。

④①出来れば何等かの論理を構成して放棄せしめたい。

②当方の調査によれば

イ 進出会社 18 社

ロ 在鮮資産

現金預貯金	7,470 千円
有価証券	138,905 //
不動産動産	4,638 //
貸付金	3,231 千円
その他	<hr/> 4,409 //

158,653 //

ハ 南鮮人分責任準備金

45 百万円(推定)(108 百万円×60%×70%)」

37 頁「(別紙) 日韓請求権金額積算一覧表

(37.2.17 現在)

(単位 百万円)

(外務省試算)

(要綱)	(韓国請求)	(当省(大蔵省)試算)	(外務省試算)
I 地金銀	地金 249 トン 地銀 67 //	0	0
	(評価額 1,020 億円)		
II 遞信局関係			
1. 郵貯等	1,197	258(196)	258(196)
2. 簡易保険	135	67(12)	67(12)
3. 海外為替貯金	70	?	?
4. 凍結受取金	45	0	0
III 在韓法人在日財産	?	旧株主留保額 39(?)	39(?)
IV 対日本人(政府)請求			
1. 日本有価証券	8,735	228(146)	608(389)
2. 日系通貨	1,525	1,517	1,522
3. 未収金	237	98(38)	133(52)
4. 補償金	364 百万ドル	(2,248)	10,184
5. 恩給	306(338)	564	11,960(利息未計算)
寄託金	113	63	60
6. 民間生保	438	0	0
合計	12,801 百万円 他に 364 百万ドル 地金銀現物 評価額 1,020 億円	①補償金除外 2,834 百万円(730) ②補償金含み 5,082(730)	2,483(649)百万円

①ドル評価額 (1 ドル=360 円)

韓国請求額

10 億 3 百万ドル

(1 ドル=15 円では 15 億ドル)

日本側試算

イ) 960 万ドル

ロ) 160 万ドル

外務省試算

7100 万ドル

②上表中()内は、36 年 9 月までの利息外書を示す。

1962 年 3 月 4 日付の日本側文書 1752「一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議について 北東アジア課」(この項、2013 年 11 月 26 日まで墨塗りされていた数字等を青の

太字で示します。(の墨塗り部分が未だ多くあります。)

3 頁「(要綱Ⅳ)閉鎖機関、在外会社の財産目録(資産計 **11.6 億**、負債 **179 万**)」

6 頁「(要綱Ⅴの 2)有価証券、総額 8.4 億(現物 3.2 億、登録 81 億)・・・
逡信部の国債」

7～8 頁「(要綱Ⅴの 3)未収金 **2 億 3,700 万円**・・・重複 **6 千万円**、労働省関係で **1 億円**
程度の錯誤・・・労働省関係の未収金 **1.1 億円**中未払金 **96.7 百万円**」

9 頁「(要綱Ⅴの 4)徴用労務者関係・・・総数 **667,684 名**・・・自由募集約 **15 万**、官あ
つせん約 **32 万**、国民徴用約 **20 万**・・・終戦時 **322,890 名**が存在し、**66.7 万**か
ら減耗数が職場離脱者多数(**22 万**以上)」

12～13 頁「(要綱Ⅴの 4) 軍人、軍属関係

日本側より、陸海軍の復員死亡数を次のとおり提示した。

	復員	死亡	計
軍人	11 万	6 千	11.6 万
軍属	11 万	16 千	12.6 万
計	22 万	22 千	24.2 万

・・・第 2 次大戦中陸軍の動員数 **700 万**の内現在までに傷痍軍人として恩給
を受けたものは **16 万**であり、海軍については、朝鮮人傷病者数は 名(軍
人のみ)であると述べた。

15 頁「(要綱Ⅴの 5) 文官関係関係 日本側が提示した金額

文官 **7,860 名 4 億円**、軍人 **176 名 152 千円**、計 **8036 名分 406,571 千円**
本邦在住該当者に対し、計 **294 万円**支払って居り」

17 頁「(要綱Ⅴの 5) 帰国韓国人寄託金関係

税関に預託された通貨・・・日銀券 **10,048 千円**」

1962 年 3 月 10 日付の日本側文書 1756「日韓間の請求権問題(小坂・崔外相会談用資料)」
(2013 年 1 月まで墨塗りされていた部分を青の太字で示します。赤も同様)

「日韓間の請求権問題について(各論)(案) 37 年(1962)3 月 10 日」

17 頁「要綱 4. 在外会社の在外財産・・・旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提
示している次第であり、そのうち韓国人の分の取扱いについては話合いの用意がある。」

18 頁「要綱 5 の(1)日本有価証券・・・債権の現物を保持しているものについては、そ
の引渡しを条件として支払いを行なう用意がある。・・・軍令に関係なく本来韓国人
の所有するものについては**支払う用意がある。**」

19 頁「要綱 5 の(2)日本系通貨・・・日本側としては、**日本銀行券及び日本政府紙幣の
現物の提示があればこれを支払う用意がある。**」

20 頁「要綱 5 の(3)労務者の未収金・・・韓国人と確認される未収金については、**支払
いを行なう用意がある。**」

21～22 頁「要綱 5 の(4)の a 集団移入労務者の補償金・・・但し、これら労務者の内には、**気の毒な事情にあつたものも相当数いたであろうことは十分認識している次第であり、多少の考慮はする積りである。**」

24 頁「要綱 5 の(5) の a 恩給・・・受給券者に対して日本人と同様**支払う用意があり、既に事務折衝においてはこの旨申し述べた次第である。**・・・平和条約発効後の問題については、・・・軍人軍属の死亡者および負傷者の問題とも**併せて何らかの考慮を払いたいと考えている。**」

25 頁「要綱 5 の(5)の b 寄託金・・・**税金寄託金および未決済鮮銀券について韓国側の請求額を支払う用意があるが、**朝連へ寄託したとする分については、・・・不可能」これに対する上の案より若干後退した大蔵省の意見

「日韓間の請求権問題について(各論)(理財局の修正案) 37 年(1962)3 月 10 日」

30 頁「要綱 4. 在外会社の在外財産・・・**もっとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。**」

31 頁「要綱 5 の(1)日本有価証券・・・**その引渡しを条件として支払いを考慮できるが**」

32 頁「要綱 5 の(2)日本系通貨・・・**日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できるが**」

36 頁「要綱 5 の(5) の a 恩給・・・**平和条約発効までの分を支払うことは考慮できる**」

37 頁要綱 5 の(5)の b 寄託金・・・**税金寄託金および未決済鮮銀券については支払を考慮できるが、**」

38 頁以降の「結論」に至ります。要旨は「日本側として承認し得る**請求権の総額**は韓国側の期待されて居られるものよりは、**小さなもので**・・・(韓国)国民の納得を得るのに困難な事情と推測され(るから)・・・平和条約第 4 条の請求権問題としてではなく、ここから離れた形で解決することも一つの方法で・・・**韓国側が平和条約第 4 条の請求権の主張を、**日韓友好関係の樹立のために、**放棄**すると言われ、これに対し、日本側が、この措置を多とし、日韓友好関係の樹立のため、一定額を韓国側に提供するという方式・・・カンボディアとラオスに対しては、その**賠償請求放棄に対し日本側は経済援助を行った**・・・韓国に対しましても、名目は別途考えるとして、**一定額を無償で提供**してもよいと考えている次第であります。」というもので、ここに至って個人請求権から離れて政府間の経済協力次元に変わってしまったようです。

十二、泥沼の金額論争

このような経緯を経て争点は、個人請求権問題から離れてしまい、政府間の経済協力次元に変わって行きます。請求権に関しては小委員会ではなく、本会議に席を移して討議

され、金額だけに対しての論争がくり広げられます。

日本側文書 718「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議概要 37年(1962)3月14日」の41~42頁に「伊関局長より・・・金額としては出し得る最大限のものを出しておく方が、アメリカが調停に入るような場合にも、日本側は十分なことをやっているのだということになるから都合がいい。よって**1億ドル**という数字を出すことにしたいと述べ、杉代表もこれに賛成、皆で小坂大臣の説得に努めた。最後に小坂大臣は池田総理に話してきめてもらおうと述べられた。(後刻、総理より、**7~8000万ドル**、それも**7000万ドルに近い数字**で交渉してくれとの指示があった。)」とあります。

韓国側文書 733の211頁には、1962年3月15日に開かれた小坂/崔韓日外相会談第3次会議で、崔徳新長官が「最近現われた数字では金裕鐸経済企画院長が提示した**8億ドル**がある」と演説したという記載があります。

しかし同じ3月15日の第3回会談も日本側資料では、すこし違った表現になります。「韓国側から先に金裕沢経済企画院長の主張した請求権**8億ドルの金額は減らす用意がある**と述べた」(日本側文書506の263~264頁、及び721の4~5頁)。日本側文書721の2~3頁は2013年1月まで、同じ会議の下の**青の太字**の部分が墨塗りでした。「ただ、恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財政事務当局の考えたかと違ったゆとりのある考え方をしていると述べておいた。・・・普通の経済協力と違うのだから、・・・請求権については、日本側としてゆとりのある考え方を取ることにより、請求権と無償援助が重なり合ったような考えで、これと経済協力の二本立てを考えている。」

3月17日の第5回会談に対する伊関局長の「日韓交渉の回顧」、日本側文書506の296頁(**青の太字**は2013年11月まで墨塗り)には「伊関: 私の3年半の交渉を通じて一番不愉快だったのは、あの時だ。・・・**私が一番つまらん男だと思ったのは崔徳新だ。これ位つまらん奴で不愉快なこちこちのものわからん奴はいなかったね、交渉した中で。**」という描写の後、297頁では柳谷北東アジア課首席事務官が「別室で伊関局長と文哲淳とが会って『請求権の金額を、お前からいえ、そっちからいえではいかんというんで、お互いに紙に書いてイチ、ニツ、サンで渡そうということにした。その前たしか1億ドルという数字が局長の頭にあったけれども、会談の雰囲気からみて、少しさばを読もうというので、**7,000(万ドル)**と書いて出したら、向こうはちょうど10倍の**7億**と書いてきたとかいう・・・』」と回顧しています。これが韓日会談の中で初めて公式に提示された日本側の金額でした。大平官房長官の指示に対して、1962年1月10日に外務省が提出した試算額**7,000万ドル**が、この3月17日前後には公式に認められ、初めて使われ始められました。

同じ文書の 298 頁には前田北東アジア課長が「二人とも髪がうすい人が頭が真赤になつて、見ていてもつらかつた。あんな別れ際というのはあの時だけですな。

伊関：あれはけんかしに来たようなもんだ。

柳谷：その晩、文哲淳なんかとみんな赤坂で飲んで、お互いに意気投合してことがあつたですね。向うも崔徳新に対して、非常に不満を示していましたね。」

前掲韓国側文書 733 の 347 頁には、3 月 26 日に開かれた第 4 次会議において、別室で伊関アジア局長が提示した「日本側の提示した数字は、請求権 7 千万ドル、借款は 2 億(借款はわが側が数字の提示を要求しなかったのに日本側が提示した)」と記されています。

しかし「7,000 万ドルでは余りに少ない」と米国側から注文が付き、1962 年 4 月 21 日「小坂=ライシャワー会談」(日本側文書 506 の 295 頁)ライシャワー大使は小坂外務大臣と会談した際に、「米国として、今次会談の結果、日韓会談が後退したようになっていたことに対して失望している。自分としては、日本側の 7,000 万ドルというのはあまりにアンリアリスティック(非現実的)な数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブ(敏感)でありサイコロジー(心理学)の問題である」と語った。

日本側文書 1802「大平大臣、ライシャウアー大使会談の件(日韓会談) 昭和 37 年(1962)7 月 31 日(外務省)アメリカ局」4~6 頁、(下の青の太字も 2013 年 1 月まで墨塗り)「ラ大使より、日本側より韓国側にオファーされた数字は 7,000 万ドルというようなことをきいているが、私の個人的な意見では、この数字は現実的な数字ではないと思う(not realistic figure)と述べたので、大臣より何故かと質問したところ、40 年にわたる日本の植民地の歴史からである(40years' colonial history makes it un realistic)と述べ、米は現在年に 4 億ドルの金を韓国に支出していると付言した。・・・ラ大使より、議論をする考えはないが、たとえば請求権と援助を併せて援助という一本の項目にしたらどうか(たとえば援助とし、請求権を含むというようなことにしたらどうか。)と発言、大臣より、請求権といういかめしい形をとるといろいろ問題があるので、私がさきに Formula が問題だといったのもそのような理由からである。請求権というからには、事実関係も明らかにせねばならぬし、半島の北半分のこととも考えねばならぬ。よつて sizable sum でがまんしろといっているわけであると述べた。

なお、伊関局長より、7 千万ドルは最大限で、大蔵省は 1 千万ドルといっている次第であると述べた。」

しかし日本側の態度は頑迷です。(韓国側文書 736、181 頁) 1962 年 8 月 21 日第 6 次韓日会談第 2 次政治会談予備折衷本会議第 1 回会議で日本側杉道助首席代表は「請求権

のみを使うのなら外相会談で言ったように 7 千万ドルになるが、この数字も大蔵省は 1 千 5 百万ドルにしかないというのを、外務省がさまざまな理由をつけそういう数字を出したものだ。(中略)もし請求権と無償供与を同時に使う場合には、請求権には推定数字を入れることができないので、その金額が極めて少なくなるだろうし、3~4 千万ドルにしかないが、これは韓国側としても困難なものだと思ふ」と発言します。

同じ文書の 197 頁にも「請求権で日本側が支払いを認められるのは、戦後の混乱や朝鮮動乱で関係書類を失くした等の事情を考慮して、納得が行く限度内で推定の要素を加味したとしても、やっと数千万ドルにとどまり、韓国側が期待していると伝えられる数億ドルとは、とても遠い距離にあります。(中略)日本側が到達した結論を一ことと言うと、請求権の解決とするとどうしても数千万ドルしか支払いできない。しかし請求権の解決からは離れて、韓国の独立を祝い、韓国における民生安全と経済発展に寄与するための無償もしくは有償の経済援助という形態ならば、相当な金額を供与することについて、日本国民の納得を得ることができるだろう。」という内容があります。

続いて 9 月 13 日に開かれた第 6 回会議で韓国側代表裴義煥大使は「両側の主張が日本の 1.5 億ドルに対して韓国側は 3 億ドルとなっていて距離がとても大きいので」と言っています。韓国側文書 737 の 41 頁。

また同じ文書 45 頁には日本側外務省伊関アジア局長の「韓国側は 2 億ドルに上げろと言うが、1 億 7 千万ドル位にしか上げられない。韓国側は出発の数字が大きかったのだ。」という言葉もあります。

十三、「金・大平メモ」で政治決着へ

結局 9 月 26 日に開かれた第 8 次会議では議論が詰まってしまい、金額問題は「第 2 次政治会談」(大平-金鐘泌会談)で決めるようになります。

金鐘泌中央情報部長は朴正熙議長から、次のような指示を受けて日本を訪問します。韓国側文書 796「金鐘泌特使日本訪問 1962.10-11」58~61 頁「1962 年 10 月 15 日崔徳新外務部長官から最高会議議長宛の『対日折衝に関する金中央情報部長宛の訓令案』

各懸案問題解決に対するわれわれの立場

一、対日請求権問題

1、名目

われわれの請求権は法的根拠に基づくものなので、条理と衡平の原則に従って純弁済としての支払を主張して来たが、日本側が国会と国民に対する説明に難点があり、純弁済という名目だけでは韓国側の要求金額を満足させるのが困難という立場を言って来た

ので、そのような事情を考慮して求権問題解決という枠の中で、純弁済と無償条件の支払を合わせた総額支払を受け入れることに譲歩したものである。

2、金額

(A) われわれの最終譲歩妥結金額を **3.5 億ドル**と定めたので、これをケネディ大統領に朴議長の親書を通して通報したことがある。

(B) 前記最終金額まで到達するための交渉の技術便宜上、次のような金額調整基準を設定し、駐日大使に対日折衝において、これに従うことを指示しています。

(8月28日)

金額調整方法 (単位=億ドル)

日本側	韓国側		
	総額	(純弁済)	無償条件支払)
1.5	6.0	(3.0	3.0)
2.0	5.0	(2.2	2.8)
2.5	4.5	(1.8	2.7)
3.0	4.0	(1.4	2.6)

(C) 前記方法に依って金額が **4 億対 3 億**の線に到達したら、この線を政治会談に移して、最終妥結線で合意が成されるようしようというものである。

(D) 借款問題に関しては、請求権として最大金額を確保するための交渉技術上の理由で討議を留保するものの、請求金額において日本側が **2.5 億**の線まで接近し、借款問題論議に入ることが必要と判断されたら、政府の再指示を受けて交渉に入るように方針を決めている。」

1962年10月17日大統領権限代行国家再建最高会議議長陸軍大将朴正熙から中央情報部長宛の「対日折衝に関する訓令」32頁「総額が **6 億ドル以下**に下降するということは、革命政府として到底受け入れられないものである。次に、請求権解決を促進させるために借款の条件が特別に有利なものならば(無利子または最低利子)、われわれは再び譲歩してこのような借款を請求権解決に含ませる用意があるが、このような場合においては借款の金額と純弁済+無償条件支払金額の比率において、後者が前者より多額でなくてはならない」と随分具体的で、39頁では「追而 1. 各懸案問題解決に対する我側立場に関する詳細なことは、別添『各懸案問題解決に対するわれわれの立場』を参照にすること」と、前記崔長官の訓令案に従うことを指示します。

大平・金鐘泌会談に臨んで日本政府は最終案として、**無償供与 2 億 5 千ドル**を決めました。日本側 6 次開示 1824「大平外相と金韓国中央情報部長との会談(第 1 回)」、

1 及び 16 頁。「(1)金額 無償供与 2 億 5 千ドルとする。」実際に 10 月 21 日会談に入ると大平外相は「自分としては、できるだけ**3 億ドル**の希望に近づけるために努力はしているけれども・・・日本政府として具体的数字はまだ決定しておらない」と言ったが(同じ文書 35 頁)、金部長は「当初の 18 億ドルから漸次 6 億ドルまで下るのに非常に苦労したものであり(36 頁)、表面上の数字を**6 億ドル**に引き上げる手段としても、借款の問題を考えている。(40 頁)」と述べ、アメリカ訪問の後「帰国する途次再び会談したい旨述べた。(46 頁)」と言って、次の会談を迎えることとなります。

しかしその翌日の池田首相との会談では、再び後退した金額が提示されます。これは首相と外相間の意思疎通ができていないことを物語ります。

池田首相は「無償助支払いは事実上、法的根拠に基づいた純弁済額はいくら厚く計算しても**7,000 万ドル**に過ぎないが、妥結しようと相当な考慮をして今回の予備会談で**1.5 億ドル**を提示したものであり、無償援助でそれ以上を支払うのは、日本国民が納得し難い問題」であると表明します。韓国側文書 796 の 120 頁、10 月 22 日午後 4 時「池田総理・金鐘泌会談」

日本側文書 1825 「池田総理・金韓国中央情報部長会談」11～12 頁「総理より、自分としては元来法的根拠のあるものに限るとの考え方であるから、どんなにあまく計算しても**1 億 5,000 万ドルが精々**であると述べられたのに対し、金部長より 50 億ドルの輸出国たる日本が 1 億 5,000 万ドルとは少額すぎると述べたのに対し、総理より、日本の外貨準備は表面上 17 億ドル余あるが、輸入ユーザンス(支払猶予)その他の債務を差引くとネット(正味)3、4 億ドルすぎないから、1 億 5,000 万ドルでも厩大であると答えられた。」

11 月 8 日朴正熙議長は金鐘泌部長に訓令を下します。韓国側文書 796 の 150 頁「**2～2.5 億ドル(純弁済+無償助)+2.5～3 億ドル(借款)=6 億(総計)**」

1962 年 11 月 12 日第 2 次大平・金鐘泌会談で、有名な「大平メモ」が渡され、「**無償 3 億ドル、有償 2 億ドル、資金協力 1 億プラスアルファ**」で、この長い間続いた韓日会談が決着したのは、あまりにもよく知られた事実なので、ここでの詳しい説明は略します。(韓国側文書 796 の 162 頁、172～173 頁)

四、「独島(竹島)など爆破してしまえ」は日本側伊関局長の発言

請求権問題から少し外れて、独島(竹島)問題です。2004 年 6 月 21 日「中日新聞」は「40 年前『竹島、日韓共同管理』について、韓国が米国の提案を拒否した」と報道しました。

【ソウル＝山本勇二】「日韓両国が領有権を主張する竹島（韓国名・独島）について、米国が1965年、韓国に対し、日韓共同で灯台を建設して管理し、領有権争いをしないよう促したものの韓国側が拒否していた事実が明らかになった。韓国の通信社、聯合ニュースが20日、米国立公文書館が保管する外交文書を分析して伝えた。日韓国交樹立1ヵ月前の65年5月、当時の朴正熙大統領がワシントンを訪問した際、ラスク米国務長官が灯台建設を持ちかけ、『島がどちらに属するか争わず、この問題が自然に消滅するようにしたらどうか』と提案。朴大統領は『共同で灯台を建てる方法はうまくいかないだろう』と拒否し、『国交正常化交渉では小さなことだが、腹が立つ問題の一つが独島問題だ。解決のために島を爆破してなくしてしまいたい』と語ったそうです。

しかし独島に対する爆破発言はこれが初めてではありません。その三年前に日米両国を訪問した金鍾泌中央情報部長は1962年11月13日の朝7時55分から8時15分まで羽田空港の貴賓室で行われた日韓の記者団に対する記者会見で、「(独島の)問題は途中から飛び出たもので、会談とは直接関係ない問題だ。この問題を国際司法裁判所に提訴するということは公然と国民感情を刺激するもので、国交正常化後に時間を置いて解決すればよい。(中略)冗談としては、独島から金が出るわけでもなく、カモメの糞もないから爆発してしまおうと言ったことがある」と語りました。(韓国側文書 796「金鍾泌特使 日本訪問、1962.10-11」216頁)そのせいでこれまで多くの人たちは、金部長が「独島爆破発言」の張本人と信じられて来ました。

ところが「独島爆破発言」は実は日本側から出ていたということが、2005年8月公開の韓国側文書から明らかになり、研究者たちを驚かせました。

韓国側文書737『第6次韓日会談 第2次政治会談 予備折衝』25頁

「第4次会議 会議録1962.9.3 15:00-16:05

伊関局長：請求権問題の解決の見込が段階に行けば、色々な問題を討議することになるだろう。『独島』に関する問題も、この時に討議することになるだろう。

崔参事官：独島問題をなぜ、また引き出そうとするのか。河野氏は独島は国交が正常化すれば、双方が持てと言われても持たない程度の島だという面白い話をしたが、日本側がなぜ、これをまた引き出そうとするのか。

伊関局長：事実上において独島は、**無価値な島**だ。大きさは日比谷公園ほどだが、**爆発でもさせて、なくしてしまえば問題がない**だろう。

崔参事官：会談の途中に、この問題を出すと言うのか。

伊関局長：そうだ。国際司法裁判所に提訴することにすることを決めなければならな

い。

崔参事官： 国交正常化後にこの問題を議論した方がよいのではないか。

伊関局長： 国交正常化後に国際司法裁判所に提訴しようということを決めようというものだ。

崔参事官： 日本に困難な事情があるように韓国にも事情があるのだから、この問題し出さない方がよい。

伊関局長： 島自体は重要なものではないが、出さない訳には行かない。

裴大使： 重要でない島だから、韓日会談の議題でもないので、国交正常化後に討議するという風に、別個に取扱ったらどうか。

杉首席： 領土問題という点から色々な事情があるので、そのようにしようというのだ」

それではこの日の会談が、日本側文書にはどのように記録されているのでしょうか。日本側文書650、同会議の会議録57頁「竹島問題に関し、伊関局長より、請求権の目途がつきそうになったら、日本側は竹島問題も取上げる予定である。要するに日韓国交正常化と同時に竹島問題をICJに提訴することを韓国側が約束してくれればよいのである。日本の国会でいつも問題になっている以上、日韓間の関係条約審議の際、竹島問題の話もついていると説明できる必要がある次第であると述べた」と書かれているのみで、「爆破」の「バ」の字の影の欠けらもありません。日比谷公園の面積等に何の関心もない韓国側代表からこんな発言が出る筈もなく、外務省から100mしか離れていない日比谷公園を毎日横に見ながら通勤していたであろう、日本外務省の役人の口から出た発言であったことが証明され、非常に納得の行く話となりました。

十五、結局合意されないままだった請求権の概念

しかし金・大平会談で決着した筈の請求権問題ですが、最終的な解決を見るまでに、まだまだ長い道のりが必要でした。(下の青い太字は2013年3月まで墨塗り)

日本側文書 1688「日韓会談に関する対米折衝」、1964年9月16日

「後宮アジア局長とバーネット国務次官補との会談要旨」33～36頁

「韓国政府は対野党の関係から、金鍾泌のイメージが残っている、いわゆる金・大平了承線の5億ドル、他に民間ベースの借款ありの数字では、どうしても具合が悪く、これ

を supersede(破棄)し、これに replace(代替)するものが出て来なければならない、これがため小坂元外務大臣より韓国側に示されたことのある**7億6000万ドル**に改められることを望んでいる。(わが方より、7億6000万ドルという数字など韓国側に示したことなき旨指摘したのに対し、パーネットは、確かではないが軍事革命《1961年5月16日》以前の頃に小坂元大臣より出されたもののように思われる旨答えたが、かかる数字を韓国側に示すようなことはあり得ず、全く事実でない)これは必ずしも金・大平了承線の実質的変更を意味するものではなく、韓国政府として野党を納得させるための体裁が整えられればよいのであり、例えば別途漁業交渉の一環として考えられている漁業借款7,000万ドルをもこれに含めるようなことで、違ったアピアランスもできるのではないかと考えられている。

2、これに対しアジア局長より、とりあえずの感触として、

- (1) **吉田元総理が韓国に謝罪に行く**ということは、韓国にも国内事情があろうが、日本も同様であり、そういうことを政府が考慮していることが外部にもれば、**政府の命取り**とさえなろう。
- (2) 大平・金了承線の数字を今さらいじくることは問題にならない。元来、日本の歴大な在韓財産が韓国にそのまま引渡されていることであり、前述の**金・大平了解の金額ですら韓国にやりすぎ**であったとの意見も国内に行われているのが実情である。」

もう妥結直前まで行った韓日会談の筈なのに、請求権に対する概念すら一致していないままだったという事実が、1965年5月14日に開かれた「請求権及び経済協力委員会第6次会議」で暴露されます。韓国側文書1468の160頁

「日本側西山代表：**韓国に対するわが側の提供は、あくまでも賠償のように義務的に与えるのではなく、それよりは経済協力という基本的な思考**を持っている。

韓国側金代表：李・椎名合意事項を見れば、請求権及び経済協力となっていて、経済協力というのものもあるが、請求権的な考えが厳然と表現されている。結局初めに韓国の請求権解決から話が始まり、二つ皆入れてしまうことになったのだ。

西山：われわれは**賠償とは違い、経済協力という面が強い**という考えだ。

韓国側李圭星首席代表：われわれも提供が賠償ではなく、特殊なものという考えだが、その表現は**請求権及び経済協力という表現**にならなければならない。

西山：協定案文を作成する時には、**二つ皆含まれるようになるが、ここで今しているのは経済協力に関するもの**だ。

金代表：**経済協力のみ**をするというのはおかしい。**請求権及び経済協力に関する導入手続き**を討議しているのだ。

西山：請求権の意味が含まれてはいるが、韓国側では請求権の対価という意向があるようだが、わが側ではそのように考えていないし、したがって基本的な思考の差が

あるが、これは是正調整されなければならないと思う。日本の一方的な義務に立脚して提供することになったら困る。韓国側でこのお金はわれわれが貰わなければならないものだから、勝手にすると言ったら困難だ。

金代表：全然義務がないというのは話にならない。最小限度、請求権解決に経済協力という考えが加味され、結局請求権及び経済協力ということになるのではないかと国民の感情が請求権を受け入れるという考えで一貫しているので、**万一請求権という表現が変わったら、これは重大な問題が起きるだろう。**

西山：それなら**韓国に対する提供は、政治的な関係が深い日韓両国間の友好的な関係のための経済協力**だと言うのか？

李首席：**請求権という言葉**が入らなければならない。

金代表：日本側の考えは理解しにくいだが、賠償ではなく、しかし請求権に縁由すること**は認めなければならないのではないかと**

日本側柳谷補佐：**日本側の考えは、あくまで経済協力**という考えだ。

韓国側鄭淳根専門委員：**問題の始祖が請求権から始まったのであって、韓国の事情が苦しくて助けくれということから始まったのではないかと**

柳谷：それは知っている。

李首席：**結局、日本側の立場は、純粋な経済協力**というのか？

西山：**そうだ。**

韓国側呉在熙専門委員：そのように言うが、元来経緯を見たら請求権問題を解決するために交渉が始まったし、請求権を解決するにおいて経済協力という言葉が出るようになった。したがって政治的な経済協力として提供するというの**はあり得ない。**

西山：**この問題はあまり触れないで次に移ることにして、とにかくわれわれとしては早く協定文を作り上げるのが重要ではないかと**

日本側文書 6 次公開 1161 の 1316「日韓国交正常化交渉の記録 総説十二」(1965.3.6-6.22)75 頁(記載は 13-339)には、日本側が内部で検討した様子が窺えます。「**もともと無償 3 億、有償 2 億の経済協力という解決方式自体、日本側は主として将来に向っての経済協力と見え、韓国側は主として過去の償いとみなすなど、政治的妥協の産物であり、とくに大蔵省事務当局には 3 億、2 億の解決方式は外務省が独走したものを、むりやり追認させられたとの感情が強く、個々の条項の検討に当たっては、恩恵的な経済協力という立場を厳守した内容とすることを強硬に主張した。これに対し外務省側は、本件交渉の従来の経緯をあらためて説明しつつ、日本案の内容を少しでも緩和ないし弾力的とすることに努め、また、どうしてもこの段階では各省間の話がつかないものについても、当面は堅い案を出す、韓国側の反発具合をみて、いずれ日本案を緩和、修正することについての各省間の事前了解をとりつけることにも極力努力した。**(日本案提出後の交渉の席上に各省担当官をなるべく大勢引き出したのも、

韓国側のものの考え方を各省担当者に直接印象づける意図からであった。)」

十六、最後の瞬間まで諦めきれず、必死にもがく韓国政府

このように万端の準備をしながら、一切の妥協を排除する断固たる態度で調印に臨んだ日本側とは対照的に、韓国側は最後の日、最後の瞬間まで彷徨しながら、迷いっぱなしのまま条約を結ぶこととなります。

同じ頃の韓国側文書 6887「第 7 次韓日会談：請求権関係会議 報告及び訓令」から、その進行過程を紹介します。6 月 15 日 13:02 首席代表が外務部長官に送った電報。

「14 日 20:30-23:45 請求権の解決問題に係わる第 2 条を討議するために会談したところ、**両方の意見が対立したまま結論を見られずに散会した。**」

17 日 11:31 首席代表が外務部長官に送った電報。

「16 日午後 9 時から作業を続けて請求権消滅問題(協定第 2 条)及び協定に関する**紛争問題を除いて**、ほとんど条文化を完成した。」

18 日 18:12 首席代表が外務部長官に送った電文。

「請求権関係協定第 2 条の請求権解決に関して、日本側は条案文を最終案と言って牛場審議官に直接指示して来た。わが側は日本側の案が少しの IMPROVEMENT(改善)はあるが、**まだいくつかの点で受諾することができない**ことを明らかにし、交渉の進展のためにわが側の基本立場を、可能な限り日本側案に接近した案を提示して、長期間討議した。第 1 項の最後は“解決されたことになることを確認する”とすることにした。(まだ桑港平和条約 4 条(A)のみを言及するのか、4 条全般を言及するのかの対立がある) しかし第 2 条の第 3 項に関しては、日本側が**自分側の案を受け入れない限り、討議に応じることができないし、日本側の案が最終の立場**ということを固執している。」

18 日 23 時外務部長官が首席代表に送った電文。

「請求権関係協定第 2 条に関しては日本側の案通りにする場合、在日韓国人を含んでわが国国民の財産権に深刻な影響を及ぼすようになるのに照らし、**問題が重大**なので、継続して**強い立場を続けて**下さるよう願う。」

19 日深夜 1 時 58 分首席代表が外務部長官に送った至急電報。

「徹夜作業で臨んでいる韓日懸案協定全般の条文化のための当地ヒルトンホテル会談の 6 月 19 日午前 1 時現在の現況を、下のように報告します。協定第 2 条(請求権消滅条項)に関する討議はまだ続いていますが、わが側は日本側案をそのままでは**到底受諾**

することができないことを明白にした。即ち、わが側は、日本側案の第 2 項(A)、(B)の日付けが 1945.8.15.になり、第 3 項の措置の対象が制限され、合意議事録日本側案から居住に関する制限規定が解除されない限り、日本側案を受諾できないことを説明して、日本側の再考を促した。」

19 日首席代表が外務部長官に送った手書きの電文。

「請求権関係協定 2 条に関しては、まだ妥結を見られない。膠着状態を打開するため、次のような妥協案を日本側に提示しようと思うので、可否を至急訓令して下さるようお願い。

妥協案内容

1. 日本案 2 項(a) 僑胞財産に関して 47 年 8 月 15 日付を受諾する。

但し、1) 合意議事録の居住に関する規定は削除する。これで 47 年 8 月 15 日以後に帰国した者で、日本で外国人登録をしなかったり、居住期間 1 年未満の者が救済され、現在日本居住者の内非合法的居住者も救済対象になれる。

2) 合意議事録形式で 45 年 8 月 15 日から 47 年 8 月 15 日までの帰国者の財産、権利、利益の中で不動産(特別措置対象は除く)は、日本が取る措置の対象にしないという約束を貰う。有価証券等は 8 個項目条として当然主張できないものと解釈される。

2. 2 項の(b)通常接触開始日時は 45 年 8 月 15 日とずっと主張するが、最終的には貿易再開日(47.8.15)を受諾する。」

20 日李東元外務部長官は来日し、22 日の調印式に備えることになるので、これから後の外務部宛の電報は外務部次官が受取り、國務総理や大統領秘書室に届けられたものと思われる。

21 日 1 時 9 分首席代表が外務部に送った緊急電報 JAW-06490 号

「請求権協定第 2 条に関して 19 日夜及び 20 日の朝、3 度にわたって日本側との会議と今日午後の牛場審議官との交渉を通じて、本国政府の承認を条件に次のような文案に合意したので、本部の承認余否を至急回電して下さるようお願い。

2 項(a) 在日僑胞または僑胞だった人の在日財産において、1947 年 8 月 15 日は 45 年からその時まで約 100 万名の帰還者がいるので、日本側が絶対譲歩できないだろうし、敢えて 1945 年にする場合には法的地位のように継続して居住する者のみを対象にするしかないそうです。したがって合意議事録日本案の内、居住に関して外国人登録の条件を削除し、1 年以上の居住を 47 年 8 月 15 日まで 1 年になった者に含むように修正して、また 45 年から 47 年の間に帰国した者でも日本所在の不動産は実質的に影響を受けないという了解の下に、47 年 8 月 15 日を受諾することにした。2 項で請求権に引用されないものは、日本は請求権を個人の債券等ではない、外交法権的な政府請求権と解釈することで、個人の請求権は財産、権利及び利益に含まれるという意味の合意議事録

を作成する。

本職を始め現地交渉代表としては、上記合意案は第 2 条妥結のために日本側と妥協できる最後の案と思量するので受諾するよう、21 日午前中に回電を望みます。」

20 日李東元外務部長官は日本に行き 22 日の調印式に出席する準備に入るので、ここから後の外務部宛の電報は外務部次官が受取り、国務総理や大統領秘書室に渡したものと考えられます。

21 日 11 時 40 分北東アジア課長から延河亀アジア局長、全相振通商局長宛に送った電文「請訓された請求権協定第 2 条案文に関しては本国で緊急検討中なので、**今日の午後にも最終指示が可能** そうなので諒知なさるよう願います。」

これに対して 21 日 13 時 26 分外務部長官が国務総理宛に送った緊急電報。

「JAW-06490 で請訓した請求権協定第 2 条及びこれに関した合意議事録については、法務部法務局長を含む代表団の専門知識を総動員して検討した結果、わが側に満足な内容で妥結したものと言うので、本職としてこの文案に合議するのが適当だと思します。したがって文案表現に政府として**別途、再交渉指示が来ると明日の調印が不可能**という実情を斟酌して下さるよう願う。」

21 日 16 時 30 分首席代表が外務部長官宛てに送った至急電報

「請求権第 2 条については今朝の外務部長官建議の電文の通り決まることを前提に、条約文作成をしています。あと残った一つの問題は上手く処理できると予想されます。したがって以上の報告を斟酌して、既に報告したように明日ある調印式のスケジュールを、即時発表なさるよう願う。」

これ以上修正すると、明日の調印が不可能という報告があるのに、本国からはまだ諦めきれずに、続けて指示が飛んで来ます。21 日 18 時 40 分外務部長官が首席代表に送った緊急電報。

「請求権第 2 条に関しては問題の重大さに照らして、現在関係部長官会議を開催、**慎重に論議中**なので、そうお知りおきの上進行させて下さるよう願う。」

その検討結果が、次の 21 日 22 時 55 分に外務省長官、駐日大使これから外務省長官が送った緊急電報。

「請求権第 2 条の規定については問題の重大さに照らして国務総理、李厚洛室長及び関係閣僚連席下で慎重に検討した結果、下のような結論を下したので今夜中に椎名外務大臣と会談なさり、この貫徹のために最善の努力を尽くされるよう願います。」

もう間に合わないのに、「 [47.8.15]を[45.8.15]に変更せよとか、合意議事録(C)居住の

定義と (D)及び (F)も削除せよ」と指示を下します。また無責任にも「以上の線に従って貴下の**最善を尽くして交渉**なさり、その結果と展望に関して可能な限り早急に、遅くとも明朝 8 時まで報告なさるよう願います。貴下の健闘と成功を願います。」と執着を見せます。

結論は火を見るように明らかです。22 日の深夜 2 時 32 分に長官と首席代表は、外務省次官宛に緊急電報を送ります。

「請求権第 2 条及び合意議事録に関しては、日本側としては**現在の案が最終的妥協案**という立場を取っているだけでなく、交渉の段階から見た時、現時点での**再交渉は不可能視**されます。上を斟酌して明朝 08:00 までに再び訓令願います。」

それでもまだ諦めません。22 日朝 8 時 25 分、外務部次官の長官、首席代表宛に送った大至急電報。

「電文接受しましたし、貴地の事情は充分理解しますが、問題が重大なのに照らして**わが側の立場貫徹のために、再度努力しなければならない**という決定があったので、今日の午前中に最短時間内に椎名外相と接触し、その結果を知らせて下さるよう願います。」

結局これに対する返事はなく、本国側としては**やっと諦める**ことになりました。22 日 11 時 45 分外務部次官が外務部長官、駐日大使に送った電報。

「請求権第 2 条問題に関しては、**貴見のように処理**なさるよう願います。」

このように個人請求権に対しては曖昧なまま、最後の最後の瞬間まで争いながらも、時間に追われてそのまま突入してしまい、調印された韓日協定ですが、問題はうやむやのまま今日まで解決されていないことは、誰もが知っている事実です。

ここまで日韓会談文書を中心に協定当日までの、ドタバタ解決を見て来ました。玉虫色どころか、基本関係、独島、在日 3 世 4 世の法的地位、個人請求権等々何の決着も見られず、問題山積みのまま見切り発車してしまったのです。

韓日併合の経緯、責任問題から植民地支配に対する合法性と清算、軍人・軍属、強制連行に対する補償と謝罪や戦後補償、在日韓国人の国籍、福祉、教育、永住権と強制退去、北朝鮮帰還事業等、現在に直結するこのような問題の、一体何が「完全かつ最終的に解決された」のか、そして何がどのように互いに話され、また何が決まったのか、徹底的に検証されなければならないと思います。